

## 第3章

# 所得税と確定申告

# 所得税計算の流れ

## POINT

個人が、1年間(1月1日から12月31日まで)に得た「所得金額(=収入-経費等)」から「所得控除額」を差し引いた金額に対して所得税を計算します。

### (1)各種所得の金額

収入を10種類に分類し、種類ごとに「所得金額」を求めます。

### (2)損益通算・損失の繰越控除・(3)課税標準

その年の一定の損失または前年以前3年内の損失と今年の所得(利益)を相殺し、「課税標準(税額計算の基礎となる金額)」を求めます(総合課税の対象となる長期譲渡所得と一時所得は、所得金額を2分の1した後の金額を前年以前3年内の損失と相殺します)。

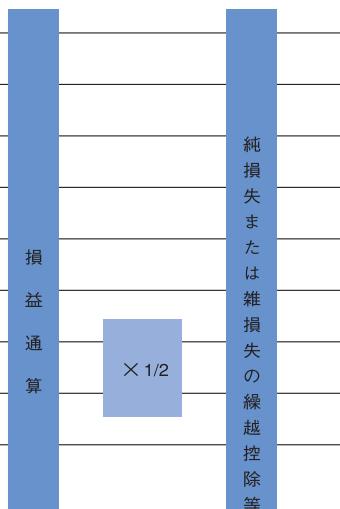
### (4)所得控除・(5)課税所得

「課税標準」から扶養控除などの「所得控除額」を控除し「課税所得金額」を求めます。

#### (1) 各種所得の金額

総合課税	利息所得の金額
	配当所得の金額
	不動産所得の金額
	事業所得の金額
	給与所得の金額
	譲渡所得の金額
	短期
	長期
	一時所得の金額
	雑所得の金額

#### (2) 損益通算・損失の繰越控除



#### (3) 課税標準

総所得金額

分離課税	山林所得の金額
	退職所得の金額
	土地等・建物等の譲渡所得の金額
	長期
	短期
	上場株式等に係る配当所得等の金額
	株式等に係る譲渡所得等の金額
	上場
	一般
	先物取引に係る雑所得等の金額

山林所得金額
退職所得金額
長期譲渡所得の金額
短期譲渡所得の金額
上場株式等に係る配当所得の金額
株式等に係る譲渡所得等の金額
先物取引に係る雑所得等の金額

特別控除

# POINT

## (6)課税所得に対する税額

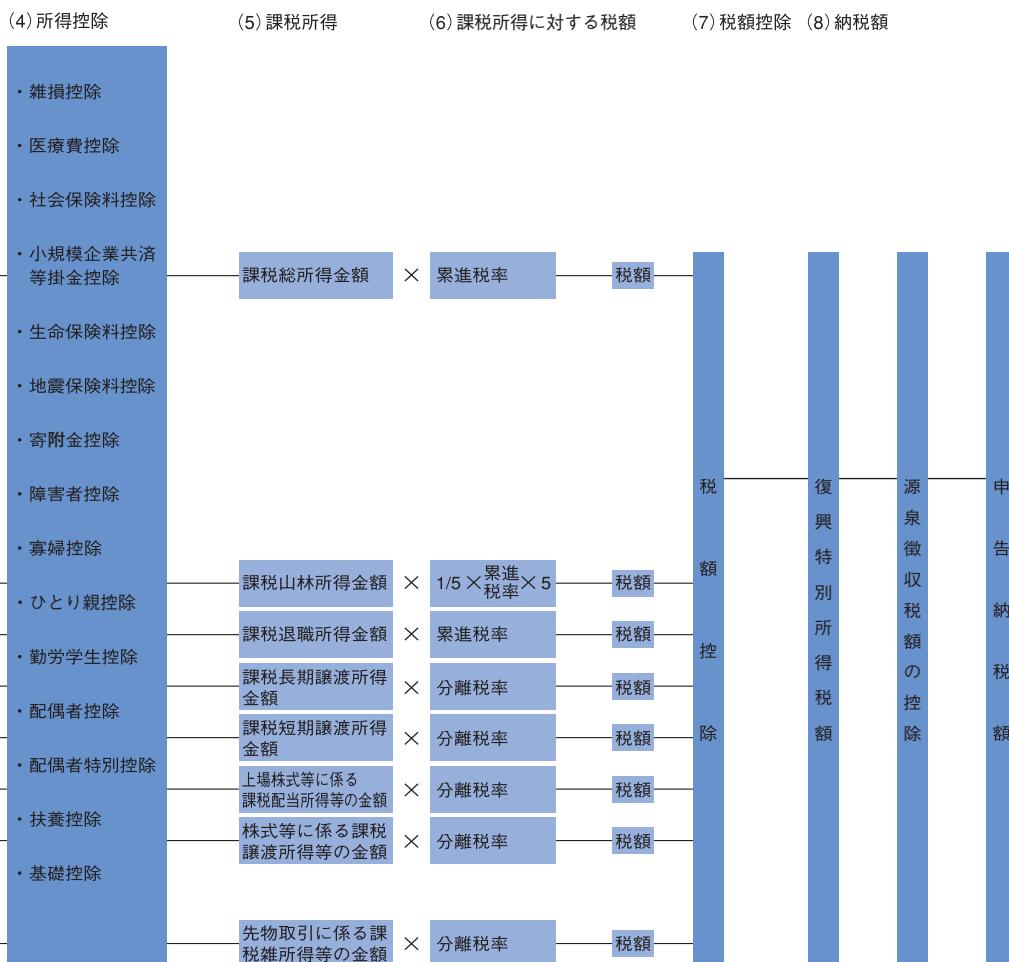
「課税所得金額」ごとにそれぞれの税率を適用して税額を求めます。

### (7) 稅額控除

配当控除、住宅ローン控除など税額控除の適用がある場合には、その定められた控除額を求めます。

(8)納稅額

- ①「課税所得に対する税額」から「税額控除額」を控除します。
  - ②①の金額に2.1%を乗じて「復興特別所得税額」を求めます。
  - ③①と②の合計額から、源泉徴収により既に納付済みの税額（源泉徴収税額）を控除し、「申告納税額」を求めます。



# 2

## 第1節 所得税

# 10種類の所得

### POINT

1年間の収入を発生原因に応じて10種類に分類し、それぞれ所得（利益）の金額を計算します。

個人が得た収入は、以下のように10種類の所得に分類されます。

	所得の種類	内容
1	利子所得	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託の収益分配金などとして生じる所得
2	配当所得	株式の配当金、株式投資信託の収益分配金などとして生じる所得
3	不動産所得	不動産などの貸付により生じる所得
4	事業所得	農業、小売業、サービス業など、対価を得て継続的に行う事業から生じる所得（医師や弁護士などの収入も含まれる）
5	給与所得	給料、賞与などによる所得
6	退職所得	退職金などのように退職により一時に受ける給与による所得
7	山林所得	山林を伐採して譲渡したり、山林をそのまま譲渡したことにより生じる所得（※1）
8	譲渡所得	資産（棚卸資産、山林などを除く）の譲渡による所得（※2）
9	一時所得	上記1～8の所得以外の所得で、生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金、懸賞の賞金などとして生じる所得（※3）
10	雑所得	上記1～9の所得に該当しない所得で、公的年金、貸付金の利子、外貨建預金の為替差益などとして生じる所得

※1 取得してから5年以内に譲渡した場合には、事業所得または雑所得となります。

※2 株式以外の資産の譲渡（ゴルフ会員権や土地・建物などの譲渡）については、所有期間（土地・建物については、譲渡した年の1月1日時点での所有期間）が5年以内のもの（短期）と5年超のもの（長期）に区別して計算します。

※3 嘉利を目的とする継続的行為以外から生じた一時的な所得で、労務または資産の譲渡の対価としての性質がないものをいいます。

## 3

## 第1節 所得税

## 非課税所得

## POINT

所得の性質や税金を負担する能力などを考慮し、非課税とされている所得があります。

非課税となる所得には、主に次のようなものがあります。

非課税所得の例示	
1	遺族年金、遺族恩給
2	給与所得者が受ける通勤手当（1ヶ月あたり15万円が限度）
3	生活用動産（家具・衣服など）を売却して得た所得（※）
4	障害者等の預金、利付公社債など（元本合計または額面合計350万円まで）の利子 障害者等の国債、公募地方債など（額面合計350万円まで）の利子
5	宝くじの当選品
6	慰謝料、損害賠償金、一定の入院給付金

※ 1個または1組で30万円を超える宝石、貴金属、骨董品および書画などを除きます。また、生活用動産を売却して損が出た場合、その損はなかったもの、つまりゼロとみなされます。

# 同じ年の「益」と「損」の相殺

## POINT

- ①所得税は、所得(利益)に対して課税されます。
- ②損失がある場合には、他の所得(利益)と相殺できるものがあります。

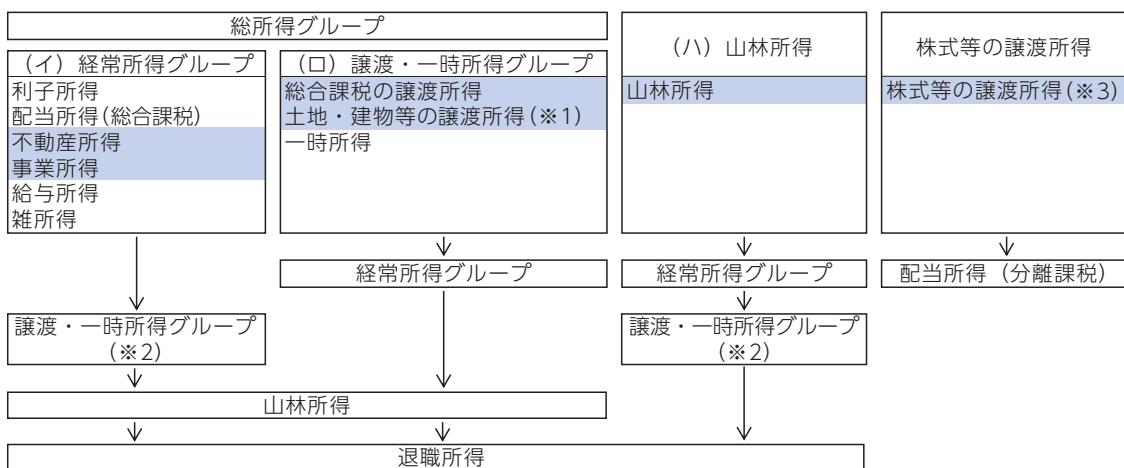
## 1 同じ種類の所得内の益と損の相殺—内部通算

1年間に同じ所得に該当する取引が2つあり、1つが利益、1つが損失となる場合、その利益と損失を合算して所得金額を算出します(「内部通算」といいます)。

なお、譲渡所得は、「総合課税の譲渡所得」、分離課税の「土地・建物等の譲渡所得」、「株式等の譲渡所得」の分類ごとに異なる所得として、利益と損失を内部通算します。「株式等の譲渡所得」の内部通算については、2016年1月1日以後取扱いが変わりました [P.109](#)。

## 2 異なる種類の所得の相殺—損益通算

同じ所得の中では相殺しきれず所得金額が損失になる場合、特定の損失についてのみ、一定の順序により他の所得(利益)と相殺することができます(「損益通算」といいます)。損益通算できる特定の損失と損益通算の順序は以下のとおりです。



の所得は、その損失額を他の所得金額と通算できる所得を示します。

※1 一定の適用要件を満たした、譲渡した年の1月1日において所有期間5年超の居住用財産の売却による損失に限ります。

※2 土地・建物等の譲渡所得を除きます。

※3 上場株式等の売却による損失に限ります。

なお、上図(イ)～(ハ)の3区分の損失のうち、2区分以上の損失が同じ年に生じた場合、まず総所得グループ内にて損益通算します。その後、総所得グループと山林所得の双方に損失が生じている場合には、①総所得グループ、②山林所得の順番で退職所得と通算します。

## コラム column

# 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例(2021年分以降)

## 1 改正の趣旨

日本の税制では、中古建物を購入し減価償却する際、耐用年数を短縮することが認められており、新築建物より短期間で減価償却を行うことが出来ます。

また、アメリカなどの国外の中古建物は、日本と比べて期間経過による値崩れがしにくいといわれており、建築後相当期間が経過した中古建物であっても、高い価額で取引されています。

中古建物のこのような特徴を利用することで、下記①～③の節税スキームが高額所得者層を中心に行われていましたが、2020年度の税制改正にて、当該スキームの封じ込めのための税制改正が行われました。

- ① 国外の高額な中古建物を購入し、賃貸することで、多額の減価償却費を計上する。
- ② 多額の減価償却費による損失を給与所得などの他の所得と通算 **P.14** することで、総合課税(所得税率+住民税率：最大55.945%)による所得税を圧縮する。
- ③ 償却済となった時点で、購入時と同等の価額で売却し、申告分離課税(所得税率+住民税率：20.315%)による低い税率の課税を受ける。

## 2 改正の内容

2021年以降、国外中古建物(耐用年数の短縮を選択しているものに限ります)の貸付により損失が発生した場合、その損失の原因となっている部分の減価償却費に相当する金額は生じなかったものとみなされます。

また、国外中古建物を譲渡する場合、上記により「生じなかったもの」とみなされた部分の金額は、取得費から控除されません。

## 3 具体例

給与所得1億円の個人が、次の国外中古建物を購入した場合の5年間の税額を比較すると、以下の表のようになります。

購入価額：1億円
年間賃料収入：500万円
構造及び築年数：木造、25年
→耐用年数4年、年間減価償却費2,500万円
5年経過後、購入価額と同額の1億円で売却予定

## コラム column

### ① 購入～5年間の毎年の所得および税額

改正前であれば家賃収入500万円に対して2,500万円の減価償却費が計上できましたが、改正により損失部分の減価償却費に相当する金額2,000万円がなかったものとみなされ、減価償却費が500万円に抑えられる形となります。

	購入しない場合	購入した場合	
		改正前	改正後
給与所得	1億円	1億円	1億円
家賃収入	－	500万円	500万円
減価償却費	－	※ 2,500万円	500万円
不動産所得	－	※ ▲2,000万円	0円
総所得金額	1億円	※ 8,000万円	1億円
所得税+住民税 (所得税率+住民税率)	5,104万円 55.945%	※ 3,985万円 55.945%	5,104万円 55.945%

※ 5年目は減価償却費0円、不動産所得500万円  
総所得金額1億500万円、所得税+住民税は5,384万円です。

### ② 5年経過後売却時の譲渡所得および税額

改正前は年間2,500万円×4年分=1億円の減価償却費を計上しているので、不動産譲渡時の取得費はゼロですが、改正後は年間500万円×5年分=2,500万円の減価償却費を計上しているのみですので、取得費は7,500万円となります。

	購入しない場合	購入した場合	
		改正前	改正後
譲渡収入	－	1億円	1億円
購入価額	－	1億円	1億円
減価償却費（5年累計）	－	1億円	2,500万円
取得費	－	0円	7,500万円
譲渡所得金額	－	1億円	2,500万円
所得税+住民税 (所得税率+住民税率)	－	2,031万円 20.315%	507万円 20.315%

### ③ 5年間の累計税額

	購入しない場合	購入した場合	
		改正前	改正後
①の税額（5年累計）	2億5,520万円	2億1,324万円	2億5,520万円
②の税額	0円	2,031万円	507万円
5年間の税額合計 (購入しない場合との比較)	2億5,520万円	2億3,355万円 ▲2,165万円	2億6,027万円 507万円

※ 計算簡略化のため、基礎控除などの所得控除は考慮しておりません。

※ ①の所得税、住民税算出については **P.20** 及び **P.28** をご参照ください。

※ ②の所得税、住民税算出については **P.362** をご参照ください。

## 5

## 第1節 所得税

## 「過去の損」と「今年の益」との相殺(損失の繰越控除)

## POINT

損失と利益を相殺して、なお損失が残る場合、一定の要件を満たせば、残った損失を翌年以降3年間繰越することができます。

繰越控除の対象となる損失は以下のとおりです。

	繰越控除の対象となる損失	内容
1	純損失の金額	事業所得、不動産所得、譲渡所得、山林所得の4つの所得の損失の金額のうち、損益通算してもなお控除しきれない金額で青色申告を選択していた年分に生じたもの（※1、2）
2	雑損失の金額	災害・盗難・横領によって資産に受けた損失額（災害等に関連したやむを得ない支出にかかる金額を含む）のうち、雑損控除してもなお控除しきれない金額
3	居住用不動産の売却損	居住用不動産の売却損（一定の要件を満たすものに限る）のうち、他の所得と損益通算してもなお相殺しきれない損失の金額
4	上場株式等の売却損	上場株式等の売却損が生じ、その年において生じた他の上場株式等（特定公社債等を含む）の売却益等と相殺してもなお相殺しきれない損失の金額
5	先物取引の差金等決済の損失	先物取引の差金等決済による損失が生じ、その年において生じた他の先物取引の差金等決済による利益と相殺してもなお相殺しきれない損失の金額

※1 生活に通常必要でない資産（例：競走馬、別荘、ゴルフ会員権等）に係る所得の金額の計算上生じた損失は、一定の場合を除き、他の所得の金額と損益通算できません。

※2 青色申告ではなく白色申告を選択していた場合には、「純損失の金額」のうち一定のものに限り、損失の生じた年の翌年以降3年間に繰越して控除することができます。

なお、損失の繰越控除の適用を受けるためには、損失が生じた年から確定申告書を毎年連続して提出する必要があります。

# 6

## 第1節 所得税

# 所得控除

### POINT

最低生活費への配慮、医療費などのやむを得ない支出、その他特殊な事情を考慮して、一定の金額を所得から控除することができます。なお、控除額は所得税と住民税で若干異なります **P.28**。

所得控除の種類と内容(控除額は所得税計算上の金額)は以下のとおりです。

	所得控除の種類	内容(所得控除の金額)
1	雑損控除	災害・盗難・横領により資産に損害を受けた場合や、災害等に関連してやむを得ない支出をした場合における一定の金額(※1)
2	医療費控除 <b>P.84</b>	本人もしくは本人と生計を一にする親族のために支払った医療費または特定一般用医薬品等購入費のうち一定の金額
3	社会保険料控除	本人または本人と生計を一にする親族のために支払った社会保険料の全額
4	小規模企業共済等掛金控除	本人が支払った小規模企業共済等の掛金の全額
5	生命保険料控除 <b>P.347</b>	本人が支払った一定の生命保険契約等、個人年金保険契約等、介護医療保険契約等の保険料等のうち一定の金額(※2)
6	地震保険料控除	本人が支払った損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等のうち一定の金額(※3)
7	寄附金控除	本人が支払った2,000円を超える特定の寄附金のうち一定の金額

※1 対象となる資産は、本人または本人と生計を一にする親族(課税標準の合計額が48万円以下である人に限る)が所有する自宅・家財などに限ります。

※2 生命保険契約等および介護医療保険契約等は、保険金受取人が本人または配偶者その他の親族(生計が一でなくともよい)であるものに限り、個人年金保険契約等は、年金受取人が本人または配偶者である等一定の要件を満たすものに限ります。

※3 本人または本人と生計を一にする親族の所有する自宅または家財などを保険等の目的とし、かつ、地震等による損害に起因して保険金等が支払われる損害保険契約等に限ります。

	所得控除の種類	内容（所得控除の金額）
8	障害者控除	本人または同一生計配偶者・扶養親族が障害者である場合、原則 27 万円
9	寡婦控除	扶養する子を持たない寡婦で、本人の合計所得金額 P.25 が 500 万円以下である場合、27 万円
10	ひとり親控除	ひとり親（扶養する子を持つ寡夫または寡婦）で、本人の合計所得金額 P.25 が 500 万円以下で、かつ、生計を一にする扶養者の課税標準の合計額が 48 万円以下の場合、35 万円
11	勤労学生控除	本人が学生であること等一定の要件を満たす場合、27 万円
12	配偶者控除 P.78	本人の合計所得金額 P.25 が 1,000 万円以下で、かつ、生計を一にする配偶者の合計所得金額が 48 万円以下の場合（※ 4）、次の金額 本人の合計所得金額 900 万円以下： 38 万円（配偶者が 70 歳以上の場合は 48 万円） 本人の合計所得金額 900 万円超 950 万円以下： 26 万円（配偶者が 70 歳以上の場合は 32 万円） 本人の合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下： 13 万円（配偶者が 70 歳以上の場合は 16 万円）
13	配偶者特別控除 P.79	本人の合計所得金額 P.25 が 1,000 万円以下で、かつ、生計を一にする配偶者の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下の場合（※ 4）。控除額は配偶者の合計所得金額により異なる
14	扶養控除 P.81	生計を一にする配偶者以外の 16 歳以上の親族等で、合計所得金額が 48 万円以下の人（控除対象扶養親族）がいる場合（※ 4）（※ 5）。控除額は扶養親族の年齢等によって異なる
15	基礎控除	本人の合計所得金額に応じた一定の金額（※ 6）

※ 4 青色事業専従者で給与の支払を受けている場合または白色事業専従者に該当する場合を除きます。

※ 5 2023 年以後は、国外居住親族のうち一定の者が除かれます。

※ 6 合計所得金額に応じて以下の通りとなります。

合計所得金額	所得税	住民税
2,400 万円以下	48 万円	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円	15 万円
2,500 万円超	0 万円	0 万円

# 所得税の税額計算

## POINT

累進税率・分離税率を適用して計算した税額から、税額控除の額を控除した金額に復興特別所得税を加算した金額が、その年の所得について負担すべき所得税額となります。

### 1 適用税率と計算

①「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」、「課税山林所得金額」については、各々累進税率を用いて税額を求めます。

具体的には、次の所得税速算表を使って計算します（※1）。

（速算表を使用した場合の税額の計算式）	課税所得金額×税率－控除額＝税額
---------------------	------------------

※1 課税山林所得金額については、（課税山林所得金額×1/5×税率－控除額）×5となります。

所得税速算表

課税総所得金額、課税退職所得金額 または課税山林所得金額の5分の1		税率	控除額
—	195万円以下	5%	—
195万円超	330万円以下	10%	9万7,500円
330万円超	695万円以下	20%	42万7,500円
695万円超	900万円以下	23%	63万6,000円
900万円超	1,800万円以下	33%	153万6,000円
1,800万円超	4,000万円以下	40%	279万6,000円
4,000万円超	—	45%	479万6,000円

例えば、課税総所得金額が3,000万円の場合、所得税額は920万4,000円（3,000万円×40%－279万6,000円）となります。

②他の分離課税である課税所得については、それぞれ定められた税率を用いて税額を求めます（分離課税の配当所得は P.92、株式譲渡所得は P.109、不動産譲渡所得は P.362、先物取引に係る雑所得等は P.211）。

## 2 税額控除

税額控除とは、**1**で求めた税額の合計額から、一定の金額を控除するものです。

	主な税額控除の例	内容
1	配当控除 <b>P.94</b>	日本法人から受ける配当金および一定の投資信託の収益分配金について、法人税と所得税が二重に課税されてしまうことを調整するために設けられた制度
2	住宅ローン控除 <b>P.356</b>	住宅の取得等をするために借り入れをした場合に、一定期間にわたり一定の金額を所得税額から控除することができる制度
3	自己資金で住宅を購入したときの各種控除 <b>P.360</b>	自己資金で認定長期優良住宅等を新築等するなどした場合に、一定の金額を所得税額から控除することができる制度
4	外国税額控除 <b>P.203</b>	日本と外国で二重に課税されてしまう場合に、それを調整するために設けられた制度
5	政党等寄附金特別控除	政党または政治資金団体に対して政治活動に関する一定の寄附金を支払った場合に、一定の金額を所得税額から控除することができる制度
6	認定NPO法人等の寄附金特別控除	認定NPO法人や一定の公益法人、国立大学法人等に対して寄附金を支払った場合に、一定の金額を所得税額から控除することができる制度

## 3 復興特別所得税の計算

**1**により求めた税額の合計額から、**2**に示した税額控除（外国税額控除を除きます）の額を控除した金額を「基準所得税額」といいます。この「基準所得税額」に2.1%の税率を乗じて復興特別所得税の額を計算します。

$$\text{基準所得税額} \times 2.1\% = \text{復興特別所得税の額}$$

## 4 申告納税額

その年の所得について①負担すべき所得税額、②申告納税額、③実際に納付する金額は以下のとおりに算定します。

①基準所得税額 + 復興特別所得税の額 - 外国税額控除の額 = その年の負担すべき所得税額

②その年の負担すべき所得税額 - 源泉徴収税額 = 申告納税額

③申告納税額 - 予定納税額 = 実際に納付する金額

復興特別 所得税の額	①負担すべき所得税額	②申告納税額	③実際に 納付する金額
基準所得税額	①負担すべき所得税額  - 外国税額 控除の額	②申告納税額  - 源泉徴収税額	③実際に 納付する金額  - 予定納税額

# 8

## 第1節 所得税

# 源泉徴収

### POINT

源泉徴収制度とは、所得の支払いを受ける時に税金が徴収され、納税される制度です。

## 1 源泉徴収制度

給与、利子、配当などを支払う者は、その支払いをする際、源泉徴収税額を控除し、残額を支払います。その後、支払者が源泉徴収税額を国に納付します。

## 2 源泉徴収制度の分類

源泉徴収制度には、次の2つがあります。

- ①給与や年金のように、源泉徴収された税金を年末調整時や確定申告時に精算する、いわゆる前払税金的なもの
- ②「源泉分離課税」といって、預貯金の利子のように税金が源泉徴収されて課税が完了するもの P.26

## 3 源泉徴収の有無と確定申告の要否

「総合課税」「申告分離課税」P.26 と源泉徴収の有無、確定申告の要否を表にすると、次のようになります。

課税方式	代表例	源泉徴収の有無	確定申告の要否
総合課税	給与	あり	必要（※1）
	年金	あり	必要（※2）
	不動産の賃貸	なし	必要
申告分離課税	不動産の売却	なし	必要
	株式等の売却	なし（※3）	必要（※4）
源泉分離課税	預貯金の利子	あり	不要

※1 年末調整をしており、かつ、給与所得等以外の所得金額が20万円以下である場合は、一定の場合を除き、申告不要となります。

※2 公的年金等の収入が400万円以下（全ての公的年金等が源泉徴収の対象となっている場合（108万円未満のため、源泉徴収を要しない場合等を含む）に限る）で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合は、申告不要となります。

※3 特定口座（源泉徴収ありを選択）内で行う取引については、税金が源泉徴収されます。

※4 特定口座（源泉徴収ありを選択）内で行う取引については、申告不要となります（申告することも可能ですが）。

# 9

## 第1節 所得税

# 青色申告

### POINT

所得税の申告方法には青色申告と白色申告があります。一定の手続きが必要な青色申告には、様々な特典が設けられています。

## 1 青色申告できる人

不動産所得、事業所得または山林所得を生ずる業務を行う人で、青色申告の承認申請を行い承認を受けた場合には、青色申告を行うことができます。

## 2 青色申告の特典

青色申告を行う場合には、以下のような特典を受けることができます。

	主な特典の種類	内容
1	青色申告特別控除	不動産所得、事業所得または山林所得を計算する際に、これらの所得の合計額または10万円（一定の場合には55万円（※））のうち、いずれか低い金額を控除することができる
2	純損失の繰越控除	純損失の金額を翌年以降3年間繰越すことができる
3	純損失の繰戻し還付	純損失の金額を前年に繰戻して、所得税の還付を受けることができる
4	青色事業専従者給与の特例	生計を一にする親族のうち、青色申告者の営む事業に専ら従事している等一定の要件を満たす者に対して支払う給与を必要経費に算入することができる（事前の届出が必要）

※ 電子申告又は電子帳簿保存を行う場合は、65万円を控除することができます。

## 3 青色申告に関する手続き

青色申告を選択する場合には、その選択しようとする年の3月15日までに、「所得税の青色申告承認申請書」を所轄税務署長に提出しなければなりません。

ただし、その年の1月16日以降、新たに業務を開始した場合（新規開業）には、その業務を開始した日から2ヶ月以内に提出しなければなりません。

# 10

## 第1節 所得税

### 確定申告書の様式

#### POINT

2021年分までの確定申告書には、「確定申告書A」と「確定申告書B」があり、所得の種類により使用する申告書が異なりましたが、2022年分の申告から申告書Aと申告書Bの区分はなくなり、申告書第一表および第二表の様式が統一されました。

税務署長 令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 年分の 所得税及び 復興特別所得税 の 申告書										F A 2 2 0 2	
納税地 〒_____ 個人番号 (マイナンバー) _____ 生年月日 _____											
現在の住所 又は居所 事業所等 _____ フリガナ _____											
氏名 _____											
令和〇〇年〇〇月〇〇日 振替連絡希望 種類 青色申告控除額 捨棄申告控除額 特典の表示 税理番号											
申告書 第2表 世帯主の氏名 世帯主との続柄 電話番号 自宅・勤務先・携帯 一											
単位は円 受取入金額等 所得金額等 支給金額等 税金の計算 修正申告	課税される所得金額 (①~⑩) 又は第三表 上の⑩に付する税額 又は 第三表の ⑪										〇〇〇
	配当控除 (⑪)										〇〇
	税金 (⑫)										〇〇
	政費等寄附金等特別控除 (⑬)										〇〇
	住宅耐震改修等特別控除 (⑭)										〇〇
	特別控除等 (⑮)										〇〇
	税金 (⑯)										〇〇
	災害減免額 (⑰)										〇〇
	再差引所得金額 (基準所得控除) (⑱~⑲)										〇〇
	復興特別所得税額 (⑳ × 2.1%) (㉑)										〇〇
所得及び復興特別所得税の差額 (㉒~㉓)										〇〇	
外国収益控除等 (㉔)										〇〇	
源泉徴収税額 (㉕)										〇〇	
申告納税額 (㉖~㉗)										〇〇	
予定納税額 (第1期分・第2期分) (㉘)										〇〇	
第3期分の税額 (㉙)										〇〇	
納付された税金 (㉚)										△	
修正前の第3期分の税額 (誤りの場合は△を記入) (㉛)										〇〇	
第3期分の税額の増加額 (㉜)										〇〇	
納税申告 事業 住民 漁業 組合 分離 清算 負担 年月日 一連号	公的年金等以外の合計所得額 (㉖)										〇〇〇
	配偶者の合計所得額 (㉗)										〇〇〇
	専従者給与控除額 (㉘)										〇〇〇
	青色申告特別控除額 (㉙)										〇〇〇
	雅所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額 (㉚)										〇〇〇
	未納付の源泉徴収税額 (㉛)										〇〇〇
	本年分で差し引く義理控除額 (㉕)										〇〇〇
	平均課税率対象額 (㉖)										〇〇〇
	変動・臨時所得額 (㉗)										〇〇〇
	申告額で既に納付する額 (㉘)										〇〇〇
延納届出額 (㉙)										〇〇〇	
還付受取額 (銀行預金等) (㉚)										〇〇〇	
取扱い場所 (名前) (㉛)										〇〇〇	
郵便局 (名前) (㉜)										〇〇〇	
預金種類 (普通・当座・定期・貯金) (㉝)										〇〇〇	
公金受取口座登録の同意 (㉞)										〇〇〇	
公金受取口座の利用 (㉟)										〇〇〇	
整理欄 (管轄) (㉟)										〇〇〇	
整理欄 (運動) (㉟)										〇〇〇	
整理欄 (補完) (㉟)										〇〇〇	

国税庁ホームページより引用

# 用語説明

## 1 合計所得金額

- ・合計所得金額は、配偶者控除・扶養控除・住宅ローン控除等の適用があるかどうかの判定を行う際に使用します。
- ・合計所得金額は、次の手順で計算します。
  - ①各種所得の金額を計算
  - ②損益通算
  - ③総合課税の金額を合算（総合課税の長期譲渡所得の金額と一時所得の金額は、それぞれ2分の1を乗じてから合算）
  - ④総合課税の金額と分離課税の金額を合計（繰越控除適用前）
- ・上場株式等の譲渡損失の繰越控除の適用がある場合はその適用前の金額をいいます。
- ・なお、源泉分離課税の適用を受ける利子所得や確定申告不要とした配当所得などは、合計所得金額に含まれません。しかし、確定申告を行った所得については、合計所得金額に含まれます。

## 2 課税標準

- ・課税標準とは、今年の損失と今年の利益の相殺、および過去の損失と今年の利益の相殺が終わった後の金額をいいます。
- ・なお、総合課税に係る課税標準を「総所得金額」といいます。

## 3 課税所得

- ・課税所得とは、「課税標準」から「所得控除」を控除した金額をいいます。
- ・具体的には「総所得金額」から「所得控除額」を控除し「課税総所得金額」を求めます。
- ・なお、「総所得金額」から「所得控除額」が引ききれない場合には、「分離課税の対象となる所得金額」から控除します。
- ・ここで求めた金額が税率を乗ずる金額、つまり課税の対象となる金額です。

## 用語説明

### 4

#### 総合課税と申告分離課税

- ・所得税は、個人が1年間に得た収入をその発生原因別に10種類に分類し、それぞれの所得金額を求めたうえで、これらを合計し、累進税率を適用する「総合課税」が原則です。
- ・しかし、一定の所得については、他の所得とは合算せずに分離して、その所得単独で税額計算を行う「申告分離課税」もあります。
- ・「申告分離課税」の代表的なものは、土地・建物の譲渡所得、株式等の譲渡所得です。

### 5

#### 源泉分離課税

- ・源泉分離課税とは、他の所得とは全く分離して、第三者より所得の支払いを受ける時に一定の税率による税金が天引きされ、課税が完了するものをいいます。そのため、確定申告の対象にはなりません。
- ・源泉分離課税の代表的なものは、日本国内で支払われる預貯金の利子や保険期間が5年以内の一時払養老保険の差益などです。
- ・また、源泉分離課税となるものは、合計所得金額には含まれません。
- ・例えば、配偶者に収入があっても、それがすべて「源泉分離課税」のものであれば、合計所得金額はゼロになり、一定の要件を満たせば、配偶者控除の適用を受けることができます。

### 6

#### 復興特別所得税

- ・東日本大震災からの復興に必要な財源を確保するために、復興特別所得税が創設されました。
- ・具体的には、2013年から2037年まで(25年間)の各年分の所得税額に対して、復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)が追加的に課税されます。
- ・また、源泉徴収の対象となる所得税についても、2013年1月1日以後に徴収されるものから復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)が併せて徴収されています。
- ・なお、2014年度から2023年度まで(10年間)の住民税についても、道府県民税均等割および市町村民税均等割にそれぞれ500円(合計1,000円)が加算されます。

# 1

## 第2節 住民税

# 住民税のポイント

### POINT

住民税は、「均等割」「所得割」「利子割」「配当割」「株式等譲渡所得割」の5種類からなります。

## 1 住民税の種類

### ①均等割

非課税の要件に該当しない限り、納税者の所得金額の多寡にかかわらず一定額が課されます。住民税の均等割額の標準税額は、下表のとおりです。復興特別税は2014年度から2023年度までの10年間加算されます。

区分	標準税額	復興特別税	合計
道府県民税または都民税	1,000円	500円	1,500円
市町村民税または特別区民税	3,000円	500円	3,500円

### ②所得割

納税者の前年中(源泉徴収された退職所得を除きます)の所得金額に応じて課されます(税率10%)。住民税の所得割額の計算の仕組みは、所得税とほぼ同じです。

### ③利子割

預貯金等の利子等に課されます。利子割は利子等に対し5%の税率で課され、利子等の支払をする者がその支払の際に徴収し、納付します。

### ④配当割

一定の上場株式等の配当等に課されます。配当割は配当等に対し5%の税率で課され、配当等の支払をする者がその支払の際に徴収し、納付します。

### ⑤株式等譲渡所得割

特定口座(源泉徴収あり)内の上場株式等の譲渡益に課されます。株式等譲渡所得割は譲渡益に対し5%の税率で課され、金融商品取引業者等が譲渡対価等の支払の際に徴収し、納付します。

## 2 住民税(均等割、所得割)非課税の人

以下に該当する人は、住民税の「均等割」・「所得割」の両方が非課税とされます。

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ②障害者・未成年者・寡婦またはひとり親 **P.19** (扶養する子を持つ寡婦または寡夫)  
で前年の合計所得金額が135万円以下であった人
- ③均等割のみを課すべき人のうち、前年の合計所得金額が各市区町村で定める金額以下の人

# 2

## 第2節 住民税

# 所得税と住民税の違い

### POINT

住民税の「所得割」は、地方税法において特別の定めがある場合を除き、所得税と同様の手順で所得金額を計算します。税率は一律10%です。

住民税の「所得割」は、所得税と以下の点で異なります。

相違する項目		内容
1	確定申告の要否	以下に該当するときは、所得税においては申告不要とすることができますが、住民税においては申告しなければなりません。 ① 紹与所得者（紹与年収2,000万円以下の年末調整対象者に限る）で紹与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下の場合 ② 年金受給者（公的年金等の収入金額が400万円以下の者に限る）で公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計額が20万円以下の場合
2	課税対象年	所得税はその年分の所得金額に基づいて課税される（現年所得課税）のに対し、住民税は前年分の所得金額に基づいて課税されます（前年所得課税）。ただし、退職所得については、住民税も支払いを受けた年に課税されます。
3	配当所得に対する課税	未上場株式および上場株式等のうち大口株主が受取る少額配当については、所得税においては申告不要とすることができますが、住民税においては、申告しなければならず、総合課税・配当控除の対象となります。
4	割引債の償還差益に対する課税	一律分離課税の適用を受ける割引債（2015年12月31日までに発行された割引金融債など）の償還差益は、所得税においては他の所得と区分して源泉分離課税がされますが、住民税においては課税の対象とはなりません。
5	損失金額の繰越控除と繰戻し還付	所得税において青色申告者は純損失の繰戻し還付が認められていますが、住民税においては純損失の繰戻し還付は認められておらず、純損失はすべて繰越控除となります。
6	所得控除額の計算	以下の控除額は、所得税の所得控除額より小さくなります。 生命保険料控除・地震保険料控除・障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・基礎控除
7	調整控除（人的控除額の差に基づく負担増の減額措置）	所得税と住民税における人的控除（扶養控除や配偶者控除など、その人の状況に基づく所得控除）金額の差については、住民税の計算上、一定の減額措置が講じられています。
8	税額控除	住民税の税額控除には、配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除（※）および住宅ローン控除などがあります。所得税の税額控除とは、計算方法や範囲などが異なります。

※住民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲は、都道府県、市区町村等に対するものに限られるなど、所得税よりも狭くなっています。

# 3

## 第2節 住民税

# 住民税の申告と納付

### POINT

- ①所得税の確定申告書を提出した人および年末調整を受けた人は、住民税の申告書を提出する必要はありません。
- ②住民税の納税方法には、普通徴収と特別徴収の2つの方法があります。一般的には、給与所得者は特別徴収の方法により、それ以外の者は普通徴収の方法により徴収されます。

## 1 住民税の申告

### ①住民税の課税の仕組み

所得税が申告納税方式であるのに対し、住民税は賦課課税方式です。

賦課課税方式とは、課税する者(市区町村)が税額を計算し、これを納税義務者に納税通知書により通知し、その通知によって定められた期限までに納税する方法です。

### ②住民税に関する申告書の提出

住民税は賦課課税方式であるため、市区町村が適正な所得計算や税額計算を行うための課税資料が必要であることから、前年中に所得がなかった人など一定の場合を除き、住民税の申告書を提出することとされています。

提出期限	前年中の所得について 3月 15 日まで
提出先	その年の 1月 1日現在における住所地の市区町村

### ③住民税に関する申告書の提出が不要となる人

所得税の確定申告書を提出した人および年末調整を受けた人は、住民税の申告書を提出したものとみなされるため、改めて住民税の申告書を提出する必要はありません。

## 2 住民税の納付

住民税の納税方法には、普通徴収と特別徴収の2つの方法があります。

納税方法	対象者の例示	内容
普通徴収	事業所得者	<ul style="list-style-type: none"><li>・市区町村が納税通知書の交付により税額を納税者に通知することによって徴収する方法</li><li>・通常、年税額を4等分して、6月、8月、10月、翌年1月に納付（一括納付も可能）</li></ul>
特別徴収 (※1) (※2)	給与所得者	<ul style="list-style-type: none"><li>・源泉所得税の徴収方法に準じて徴収する方法</li><li>・年税額を12回に分けて、通常その年の6月から翌年5月まで、毎月給与の支払いの際に徴収</li></ul>

※1 給与所得者（サラリーマン）は、給与所得以外の所得（株式売却益・不動産売却益等）に係る住民税の所得割額の徴収方法について、住民税の申告書または所得税の確定申告書（住民税に関する事項の附記欄）で普通徴収を選択することが可能です。

※2 老齢等年金給付を受けている65歳以上の一定の者については、老齢等年金給付から住民税が特別徴収されます。

# 4

## 第2節 住民税

# ふるさと納税制度

### POINT

- ①都道府県・市区町村に2,000円を超える金額の寄附をすると、その超えた部分について、所得税では寄附金控除、住民税では寄附金税額控除の適用を受けられます（ただし控除額には上限があります）。
- ②寄附先の都道府県・市区町村は自分の故郷である必要はなく、総務大臣の指定を受けた、任意の地方自治体に寄附できます。
- ③確定申告が不要な給与所得者等は「ふるさと納税ワンストップ特例制度」により、確定申告することなくふるさと納税制度の適用を受けられます。

### 1 ふるさと納税制度の仕組み

- ①都道府県・市区町村に寄附をします（※）。
- ②所得税の確定申告をすると、所得税「寄附金控除」の適用を受け、2,000円を上回る寄附金額分、課税所得が減り、所得税が減少します。  
具体的には、「{寄附金額（総所得金額等の40%を限度）－2,000円}×その人に適用される所得税率（限界税率）」だけ所得税が減ります。
- ③翌年の住民税において「寄附金税額控除」が適用されます。  
ひとつは一般の寄附金税額控除で「{寄附金額（総所得金額等の30%を限度）－2,000円}×住民税率（10%）」だけ住民税が減ります。  
さらに、「（寄附金額－2,000円）×（100%－所得税率－住民税率）」だけ住民税が減ります。  
つまり、2,000円を超える寄附金相当額すべての税金が減ります。  
ただし、ふるさと納税制度として軽減される住民税には上限があります。算式は次のとおりです。

$$\text{ふるさと納税制度として軽減される住民税の上限額} = \text{住民税 (所得割)} \times 20\%$$

※寄附は、総務大臣の指定を受けた都道府県・市区町村に対するものに限られます。都道府県・市区町村は指定を受けるために次の基準を満たす必要があります。①寄附金の募集を適正に行っていること。②返礼品の返礼割合が3割以下であること。③返礼品が地場産品であること。

## 2 ふるさと納税制度の具体例

課税所得400万円(住民税所得割40万円)の人が7万円の寄附をした場合の所得税・住民税の軽減額は以下のとおりです。

	税金の軽減額	具体例
寄附金額 70,000 円	<u>適用下限額</u> 2,000 円	<u>適用下限額</u> 2,000 円
	<u>所得税の軽減額</u> $(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{所得税率}$	<u>所得税の軽減額</u> $(70,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 20\% = 13,600 \text{ 円}$
	<u>住民税の軽減額(基本分)</u> $(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{住民税率}$	<u>住民税の軽減額(基本分)</u> $(70,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% = 6,800 \text{ 円}$
	<u>住民税の軽減額(特例分)</u> ① $(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times (100\% - \text{所得税率} - \text{住民税率})$ ② 住民税所得割 $\times 20\%$ ③ ①または②の小さい金額	<u>住民税の軽減額(特例分)</u> ① $(70,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times (100\% - 20\% - 10\%) = 47,600 \text{ 円}$ ② $400,000 \text{ 円} \times 20\% = 80,000 \text{ 円}$ ③ ①<② ∴ 47,600 円
		<u>税金の軽減額 合計</u> 68,000 円

【計算の前提】復興特別所得税は考慮していません。

## 3 ふるさと納税ワンストップ特例制度

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは、確定申告が不要な給与所得者等は、原則として確定申告することなくふるさと納税制度が適用される、という制度です。適用には、寄附した自治体に「ワンストップ特例申請書」を提出することが必要です。

例外として、寄附先が5団体を超える場合には確定申告が必要になります。

また、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行う方は、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用はなく、ふるさと納税の適用を受けるためには確定申告書にその旨の記載が必要となります。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は、確定申告する場合とは異なり、所得税からの控除ではなく、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税の減額という形で控除が行われます。

# 1

## 第3節 確定申告と納税

# 確定申告義務のある人

### POINT

確定申告義務のある人は自ら確定申告書を税務署に提出し、納税額がある場合には納付しなければなりません。

(サラリーマンの税の取扱いについては [P.51](#) )

## 1 確定申告義務のある人(給与所得者以外)

次に該当する場合に確定申告義務があります。

- ① 納税すべき税額が算出される場合。すなわち、総所得金額と分離課税が適用される所得金額との合計額が所得控除の合計額を超え、その超える所得金額に税率を乗じて計算した所得税の額が配当控除額を超える場合。  
ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下(全ての公的年金等が源泉徴収の対象となっている場合に限る)であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告をしなくても良いこととされています(年金受給者の申告の取扱いについては [P.75](#) )。
- ② 譲渡所得の特例や住宅ローン控除、外国税額控除などの適用を受ける場合(納税すべき税額がゼロであっても、確定申告が必要です)。

## 2 確定申告書の様式

2022年分の申告から、確定申告書Aと確定申告書Bの区分はなくなり、申告書第一表および第二表の様式が統一されました [P.24](#) 。

## 3 申告期限

所得税の計算期間の年の翌年2月16日から3月15日までに、確定申告書を所轄の税務署に提出しなければなりません。

なお、提出する確定申告書が、還付を受けるための確定申告書である場合には、翌年1月1日から5年間提出することができます。

# 2

## 第3節 確定申告と納税

### 確定申告すれば還付を受けられる人(給与所得者以外)

#### POINT

確定申告義務がない人でも、確定申告を行うことにより税金の還付を受けることができます。

#### ① 確定申告すれば還付を受けられる人

次に該当する場合、確定申告を行うことにより税金の還付を受けることができます。

- ①その年の所得税額よりも源泉徴収税額の方が大きい場合。
- ②第1期分および第2期分の予定納税額 P.38 の合計額が申告納税額(その年の所得税額から源泉徴収税額を控除した金額)より大きい場合など。

#### ② 確定申告書の様式

還付申告に使用する確定申告書の様式は、通常の確定申告書と同じです。

#### ③ 申告期限

還付を受けるための確定申告書の提出期限は決まっていませんが、所得税の計算期間となった年の翌年1月1日から5年以内に確定申告書を提出する必要があります。

5年を過ぎると還付請求権は時効により消滅し、税金の還付を受けることができません。

## 3

## 第3節 確定申告と納税

## 確定損失申告をすることができる人

## POINT

その年の翌年以降に純損失もしくは雑損失の繰越控除を受けるために、または純損失の繰戻し還付を受けるために、確定損失申告をすることができます。

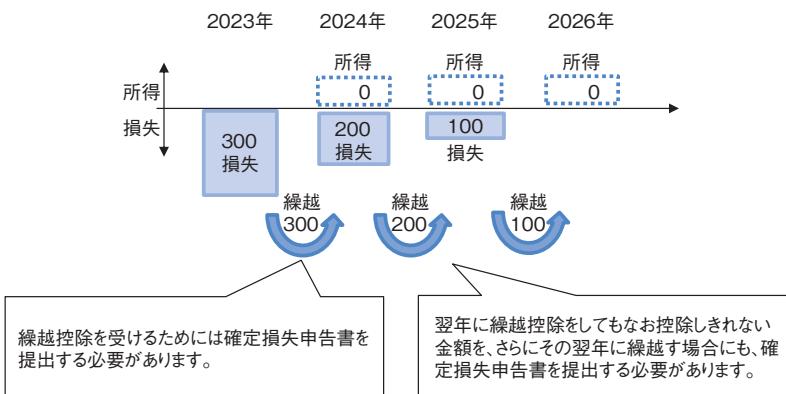
## 1 確定損失申告をすることができる人

## ①損失の繰越控除

次の(イ)(ロ)に該当する場合は、その年の翌年以降に純損失もしくは雑損失の繰越控除を受けるための確定損失申告書を提出することができます。(イ)(ロ)のいずれの場合もその年の所得は赤字ですので、本来であれば確定申告をする必要はありませんが、確定損失申告書を提出することで、その年に生じた損失を翌年以降3年間繰越すことができます。

## 損失の繰越控除

前提:2023年に損失300が発生、2024年以降は各年に所得が100ずつ発生すると仮定。



## (イ)純損失の繰越控除

青色申告を選択している人で、その年において損益通算をしても、なお控除しきれない金額（純損失の金額）がある場合。

なお、白色申告を選択している場合には、純損失の金額のうち、一定のものに限ります。

## (ロ)雑損失の繰越控除

その年において雑損控除 **P.18** をした後も、なお控除しきれない雑損失の金額がある場合。

※上場株式等の売却損を翌年に繰越すための申告については **P.112**

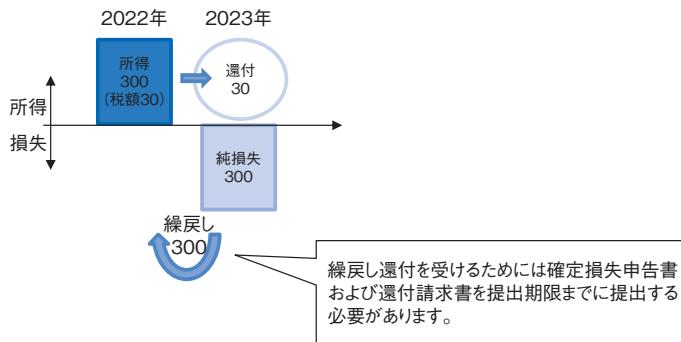
## ②純損失の繰戻し還付

青色申告を選択している人で、純損失の金額が生じた場合には、「純損失の繰越控除」の適用を受ける代わりに「純損失の繰戻し還付」を受けることができます。

これは、純損失の金額を前年に繰戻して、前年に納めた税金を返してもらう(還付を受ける)制度です。純損失が生じた年の前年分において青色申告書を提出している場合に限り認められます。

### 純損失の繰戻し還付

前提:2022年に所得が300(税額30)、2023年に純損失が300発生すると仮定。



## 2 確定損失申告書の様式

確定申告書第一表および第二表と第四表(損失申告用)を使用します。

繰戻し還付を受ける場合には、還付請求書も提出する必要があります。

## 3 申告期限

所得税の計算期間の年の翌年2月16日から3月15日までに、確定損失申告書を所轄の税務署に提出しなければなりません(確定申告義務のある人の申告期限と同じです)。

# 4

## 第3節 確定申告と納税

# 所得税の納付

### POINT

所得税の納付期限は翌年の3月15日(申告期限と同じ)です。

## 1 納付期限

所得が生じた年の翌年の3月15日(申告期限)までに納付しなければなりません。

## 2 納付方法

### ①窓口納付

金融機関または税務署の窓口で納付書とともに現金で支払います。

納付金額が30万円以下であれば、バーコード付納付書やQRコードによりコンビニエンスストアで納付することもできます。納付手続きを終えると領収証書等が発行されます。

### ②口座振替

金融機関の口座振替により納付することもできます。

口座振替を利用すると、税金の口座振替日は、確定申告書の提出期限である3月15日ではなく、約1ヶ月後の4月中旬となります。この場合、利子税等はかかりません。納付手続き完了後は、以下の対応となります。

(イ)e-Taxを利用して申告を行っている場合には、e-Taxホームページの「振替納税結果」メニューから振替納税結果を確認することができます。

(ロ)書面による証明が必要な場合には、税務署にて口座振替がなされた旨の証明を行います。

### ③電子納税

自宅やオフィスからインターネット経由などで納税することができます。ただし、領収証書は発行されません。電子納税を利用するためには事前に開始届出書の提出が必要です。納税方法にはダイレクト納付と、インターネットバンキング等を利用して納付する方法があります。ダイレクト納付を利用する場合は、事前に税務署にダイレクト納付利用届出書を提出することが必要となります。

### ④クレジットカード納付

インターネット上のクレジットカード支払機能を利用して、国税庁長官が指定した納付受託者(トヨタファイナンス株式会社)へ、国税の立替払いを委託することにより国税を納付することができます(1度の手續で1,000万円未満まで)。ただし、納付受託者に対して決済手数料を支払う必要があります。また、電子納税と同様に領収書は発行されません。

### 3 予定納税

#### ① 予定納税の対象者

予定納税は、その年の5月15日現在において確定した前年分の課税総所得金額（臨時に発生する一時所得、譲渡所得等は除かれます。つまり、経常的に発生する所得に限定されます。）を基に計算した所得税額が15万円以上となる人が対象です。

#### ② 支払金額と支払時期

前年分の課税総所得金額を基に算出した所得税額（「予定納税基準額」といいます）の3分の1相当額を2回（第1期・第2期）支払います。なお、予定納税額については所轄の税務署長から通知がきます。

納期		納税額
第1期	7月1日～7月31日	予定納税基準額×1/3
第2期	11月1日～11月30日	予定納税基準額×1/3

### 4 延納

納税額の2分の1以上をその納期限（3月15日）までに納付し、延納届出書を提出した場合には、残額の納付を5月31日まで延期することができます。ただし、この場合には利子税がかかります。

# 5

## 第3節 確定申告と納税

# e-Tax(インターネットを活用した確定申告)

### POINT

国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用することにより、自宅や会計事務所からインターネットを利用して申告や申請・届出などをすることができます。

## 1 事前準備

### ①電子証明書の取得

申告等のデータに電子署名を行うため、マイナンバーカード、あるいは、電子証明書を事前に取得する必要があります。なお、税理士等が納税者の代理で電子申告を行う場合は、税理士等の電子署名で申告できますので、納税者は電子証明書の取得なしでも電子申告できます。

### ②電子申告・納税等開始(変更等)届出書の提出

電子申告・納税等開始(変更等)届出書を、事前に納税地を所轄する税務署長に提出し、利用者識別番号および暗証番号を取得する必要があります。

## 2 申告

e-Taxを利用して申告を行う場合、e-Tax専用のソフトを利用するか、国税庁のホームページで提供している「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を作成します。

「確定申告書等作成コーナー」は、スマートフォンでも利用できます。

### 3 「確定申告書の添付書類」の提出省略等

#### ①提出または提示の省略が可能な書類

e-Taxを利用して確定申告を行う場合、次の書類については、その記載内容を入力して送信することにより、その書類の提出または提示を省略することができます。

提出または提示を省略できる確定申告の添付書類

書類の種類	
・医療費等の領収書	・寄附金控除の証明書
・社会保険料控除の証明書	・住宅借入金等特別控除に係る借入金年末残高等証明書 (適用2年目以降のもの)
・生命保険料控除・地震保険料控除の証明書	

なお、2019年4月1日以後、次の書類については、申告書の提出の際に、提出又は提示が不要となりました。

- ・給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- ・オーブン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書、配当等とみなされる金額の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書
- ・特定口座年間取引報告書
- ・未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書
- ・特定割引債の償還金の支払通知書
- ・相続財産に係る譲渡所得の課税の特例を適用する際の相続税額等を記載した書類

#### ②イメージデータによる提出が可能な書類

e-Taxを利用して申告・申請を行う場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある添付書類(住宅ローン控除等を適用する際の登記事項証明書など)について、書面による提出に代えて、イメージデータ(PDF形式)により提出することができます。

ただし、①の書類および「収支内訳書」「青色申告決算書」など電子データ(XML形式)により提出が可能な添付書類については、イメージデータによる提出ができません。

#### ③原本の保管義務

①により提出または提示を省略した書類の原本については、原則として確定申告期限から5年間の保管義務があります。税務署長からこれらの書類の提出または提示を求められた場合でこれに応じなかったときは、申告書・申請書の提出に際して、その書類は提示または添付されていなかることになります。また②のイメージデータにより提出した書類については、原本の保存は不要です。

## 4 納付

ダイレクト納付、インターネットバンキング、モバイルバンキング、ATMおよびクレジットカードにより納付できます。

### 納付方法

納税方法		内容	手續可能な税目	納付手段
ダイレクト納付		事前に税務署に届出等をしておき、e-Tax を利用して電子申告または納付情報登録をした後に、届出をした預貯金口座からの振替により、即時または期日を指定して電子納税を行う方法。	全税目	届出をした預貯金口座からの振替
インターネットバンキング等を利用して納付	登録方式	e-Tax ソフト等を使用して納付情報データを作成し、e-Tax に登録することにより、登録した納付情報に対応する納付区分番号を取得して電子納税を行う方法。	全税目	インターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM
	入力方式	e-Tax に納付情報のデータの登録は行わず、登録方式の場合の納付区分番号に相当する番号として納税者自身で納付目的コードを作成して電子納税を行う方法。	申告所得税、申告所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、法人税、復興特別法人税、地方法人税	
クレジットカード納付		国税庁長官が指定した納付受託者が運営する「国税クレジットカードお支払サイト」での手続により、納付受託者へ国税の納付の立替払いを委託する方法（納付手続ごとの利用可能額は1,000万円未満、かつクレジットカードの決済可能額まで）。	関税、とん税、特別とん税を除いた全税目	クレジットカード（一括払い・分割払い・リボ払い）

※クレジットカード納付方式は、納付受託者に対して決済手数料を支払う必要があります。決済手数料は、納付税額が最初の1万円までは76円（税抜）、以後1万円を超えるごとに同額を加算した金額となります。また、分割払い・リボ払いは、ご利用されるクレジットカードにより選択できない場合や、別途手数料が発生する場合があります。ご利用される際は、あらかじめカード会社へお問い合わせ下さい。

# 財産債務調書・国外財産調書

## 1 財産債務調書

### POINT

その年の所得が2,000万円を超える人で、その年の12月31日において「3億円以上の財産」または「1億円以上の国外転出時課税の対象となる有価証券等」を有する人、もしくは所得にかかわらず「10億円以上の財産」を有する人は当該財産の種類、数量および価額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を税務署に提出しなければなりません。なお、有価証券等については取得価額も併記します。

### ①提出期限

その年の12月31日の財産債務について記載した財産債務調書を、翌年6月30日までに税務署長に提出しなければなりません。

### ②財産債務調書の提出を促進するための措置

#### (イ)所得税及び復興特別所得税

財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産債務に関して所得税等の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%減額されます。また、財産債務調書の提出期限内の提出がない場合または記載すべき財産債務の記載がない場合に、その財産債務に関して所得税等の申告漏れ(死亡した方に係るものを除きます)が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。

#### (ロ)相続税

次のいずれかの財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産債務に関して相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減されます。なお、加重措置はありません。

- ①被相続人の相続開始年の前年分の財産債務調書
- ②相続人の相続開始年の年分の財産債務調書
- ③相続人の相続開始年の翌年分の財産債務調書

### ③その他の留意点

- ・国外財産調書に記載した国外財産は、「財産債務調書」に記載する必要はありません。
- ・財産債務調書には、個人番号(マイナンバー)を記載する必要があります。
- ・相続人が有する相続財産については、相続開始年分の財産債務調書についてのみ、記載を省略することができます。提出義務の判定も、相続財産を除外して判定できます。

## &lt;財産債務調書の例&gt;

## 令和 XX 年 12 月 31 日分 財産債務調書

財産債務を有する者		住所	○○市○○町 1-1-3									
		[又は事業所、事務所、居所など]										
		氏名	○ ○ ○ ○	(電話) XXX-XXX-XXXX								
個人番号	X X X X X X X X X X X X											
財産債務の区分	種類	用途	所在	数量	(上段は有価証券等の取得価額) 財産の価額又は債務の金額	備考						
土地		一般用	東京都千代田区○○1-1	① 250m <sup>2</sup>	円 240,000,000円							
建物		一般用	東京都千代田区○○1-1	① 180m <sup>2</sup>	90,000,000							
建物		事業用	東京都港区○○2-2	1 75m <sup>2</sup>	60,000,000	土地を含む						
			建物計		(150,000,000)							
有価証券	上場株式(A社)	一般用	○○証券○○支店		500,000							
有価証券	上場株式(B社)	一般用	○○証券○○支店		10,000,000							
			有価証券計		5,500,000							
					12,000,000							
匿名組合契約の出資		一般用	東京都大田区○○3-3 株式会社 C	100F	10,000,000							
					12,000,000							
預貯金	普通預金	事業用 一般用	○○銀行○○支店		20,000,000							
預貯金	定期預金	事業用 一般用	○○銀行○○支店		35,000,000							
			預貯金計		(55,000,000)							
貴金属	ダイヤモンド	一般用	東京都千代田区○○1-1	3個	6,500,000							
その他の動産	家庭用財産	一般用	東京都千代田区○○1-1	20個	3,000,000							
借入金		事業用	○○銀行○○支店		28,000,000							
その他の債務	保証金	事業用	東京都港区○○2-2 株式会社 D		800,000							
国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 (うち国外転出特例対象財産の合計額( )円)												
財産の価額の合計額		488,500,000			債務の金額の合計額	28,800,000						
(摘要)												

(1) 枚のうち 1 枚目

※上記の例は2023年1月1日以後に提出する財産債務調書の様式を想定して作成しております。実際の様式・記載要領については、国税庁のホームページ等でご確認ください。

## FAQ

### 財産債務調書の提出制度の留意点

#### 1. 所得2,000万円超の判定について

Q

所得2,000万円超はどのように判定するのか。確定申告の必要のない源泉徴収ありの特定口座内の取引も対象となるのか。

A

確定申告の対象となる総所得金額、山林所得金額、退職所得金額以外の申告分離課税の所得金額の合計金額で判定します。源泉徴収ありの特定口座内の取引は、その取引に係る所得について確定申告をしない場合は所得の判定に含めません。

Q

所得の判定の際に、損失の繰越控除や特別控除は所得から控除できるのか。

A

各種繰越控除や、申告分離課税に係る特別控除については、それらを所得から控除した金額で判定を行います。

#### 2. 有価証券関連について

Q

財産価額が3億円以上であるかどうかの判定を行うにあたり含み損のある信用取引があった場合、どのようにして金額の判定を行うのか。

A

3億円の判定は、年末に決済したとみなして算出した額をもとに行います。その価額がマイナスの場合は、他の財産の価額と通算して判定を行います。

Q

特定口座内で保有する上場株式等の記載方法はどのようにすればよいのか。

A

証券会社ごとに株式、公社債、投資信託等の別に一括して価額および取得価額を記載します。

投資一任契約による取引で取得した有価証券も、特定口座内で保有しているものは、例えば投資信託であれば、証券会社ごとに各銘柄を一括して価額および取得価額を記載します。

**Q** 証券会社に預けているもの以外で有価証券等に入るものにはどのようなものがあるのか。

**A** 例えば未上場の株式、その他法人の出資者の持分、医療法人の持分、匿名組合契約の出資の持分などがあります。

### 3. その他の記載方法について

**Q** 不動産の見積価額はどのように算定すればよいのか。

**A** 土地・家屋はその年の固定資産税評価額により評価します。

**Q** 書画骨とうおよび美術工芸品はどのように算定すればよいのか。

**A** その年の年末における売買実例価額、それがない場合で翌年において調書の提出時までに譲渡した場合その価額、それもない場合は取得価額により算定します。

## 2 国外財産調書

### POINT

その年の12月31日において、5,000万円を超える国外財産を有する居住者（非永住者を除きます）は、当該財産の種類・数量および価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を税務署に提出しなければなりません。

#### ①提出期限

その年の12月31日の国外財産について記載した国外財産調書を、翌年の6月30日までに税務署長に提出しなければなりません。

#### ②国外財産の判定

財産の所在が国外かどうかにより判定します。

##### 財産の所在の判定

財産の種類	所在の判定
動産	その動産の所在
不動産または不動産の上に存する権利	その不動産の所在
船舶または航空機	船籍または航空機の登録をした機関の所在
金融機関に対する預金、貯金、積金または寄託金	その受入れをした営業所または事業所の所在
保険金（保険の契約に関する権利を含む。）	その保険の契約に係る保険会社等の本店等または主たる事務所の所在
有価証券等	貸付金債権 その債務者の住所または本店もしくは主たる事務所の所在※
	社債、株式、法人に対する出資または外国預託証券 その社債もしくは株式の発行法人、その出資のされている法人または外国預託証券に係る株式の発行法人の本店または主たる事務所の所在※
	集団投資信託または法人課税信託に関する権利 これらの信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるものとの所在※
	国債または地方債 この法律の施行地（国内）※
	外国または外国の地方公共団体その他これに準ずるものとの発行する公債 その外国※
	抵当証券またはオプションを表示する証券もしくは証書 左記の有価証券の発行者の本店または主たる事務所の所在※
	組合契約等に基づく出資 左記の組合契約等に基づいて事業を行う主たる事務所、事業所その他これらに準ずるものとの所在※
信託に関する権利	その信託の引受けをした営業所、事務所その他これらに準ずるものとの所在※

\*証券会社等に預託・保管の委託をしているものは、当該証券会社等の口座が開設されている営業所等の所在となります。なお、国外にある金融機関の営業所等に開設された口座において管理されている国内有価証券等（本店または主たる事務所が国内に所在する法人が発行する有価証券）は、国外財産調書の対象となります。国内にある金融機関の営業所等に開設された口座において管理されている国外有価証券等（本店または主たる事務所が国外に所在する法人が発行する有価証券）は、国外財産調書の対象外となります。

### ③国外財産調書の提出を促進するための措置

#### (イ)所得税及び復興特別所得税

国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税等の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%減額されます。また、国外財産調書の提出期限内の提出がない場合または記載すべき国外財産の記載がない場合に、その国外財産に関して所得税等の申告漏れ(死亡した方に係るものをお除きます)が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。

#### (ロ)相続税

次のいずれかの国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある相続国外財産に関して相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減されます。また、いずれの国外財産調書も提出期限内の提出がない場合またはいずれの国外財産調書にも記載すべき相続国外財産の記載がない場合に、その相続国外財産に関して相続税の申告漏れが生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。

- ①被相続人の相続開始年の前年分の国外財産調書
- ②相続人の相続開始年の年分の国外財産調書
- ③相続人の相続開始年の翌年分の国外財産調書

(ハ)国外財産調書に虚偽記載があった場合または正当な理由なく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処されることがあります。

### ④その他の留意点

- ・国外財産調書には、個人番号(マイナンバー)を記載する必要があります。
- ・相続人が有する相続国外財産については、相続開始年分の国外財産調書についてのみ、記載を省略することができます。提出義務の判定も、相続国外財産を除外して判定できます。

### ＜国外財産調書の例＞

令和 XX 年 12 月 31 日分 国外財産調書

国外財産を有する者		住所 〔又は事業所、事務所、居所など〕	○○市○○町1-1-3									
		氏名	○ ○ ○ ○				(電話) XXX-XXX-XXXX					
		個人番号	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
事業用と一般用に区分します。												
一の財産区分について複数の財産を記入する場合は、財産の区分ごとに価額(小計)を記入します。												
預貯金の種類(当座預金、普通預金、定期預金等)の別に区分します。												
有価証券の種類(株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等)および銘柄の別に区分します。												
有価証券の保管等を委託している金融機関の所在地、名称および支店名を記入します。												
地所数	国外財産の区分	種類	用途	所	在	数量	価額	備考				
面積												
戸数												
床面積												
金融機関の所在地、名称および支店名を記入します。												
債務者の氏名または名称および住所を記入します。												
合計額	309,667,889											
(摘要)												

(1) 枚のうち (1) 枚目

※上記の例は2023年1月1日以後に提出する国外財産調査の様式を想定して作成しております。  
実際の様式・記載要領については、国税庁のホームページ等でご確認ください。

## コラム column

# 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置の創設

## 1 内容

2023年度税制改正において、極めて高い水準にある高所得者層に対する負担の適正化のための措置が創設されました。

給与等は高額になるほど税率が上がる累進課税制度が適用され、一方、株式や土地建物等の譲渡所得に対する税率は一定の場合を除き、一律15%となります。

高所得者層ほど所得に占める株式等や土地建物の譲渡所得の割合が高いことから、高所得者層で税負担率が低下するという、いわゆる「1億円の壁」は正が創設の背景にあります。

これは、その年の「基準所得金額（申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額）」から3.3億円を差し引き、22.5%を乗じた金額が基準所得税額を上回る場合に、その差額分に対して申告・納税が必要になるという制度です。

## 2 適用要件等

(1) (基準所得金額<sup>\*1,2</sup>－3億3,000万円)×22.5%

(2) 基準所得税額<sup>\*3</sup>

(1)が(2)を超える場合に、その超える金額に相当する所得税が課されます。

\*1その年分の所得税について、申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額のことを指します。申告不要制度は、①確定申告を要しない配当所得等の特例と②確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得の特例を指します。

\*2源泉分離課税の対象となる所得金額は、NISA制度及び特定中小会社が設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等の非課税金額は基準所得金額の対象外となります。

\*3その年分の基準所得金額に係る所得税の額（外国税額控除等を適用しない場合の所得税の額）を指します。

## 3 適用時期

2025年分の所得から適用されます。

# 申告に誤りがあった場合の手続き

## POINT

申告に誤りがあった場合、それを訂正するための手続きとして、「修正申告」と「更正の請求」があります。

### ① 税額が不足だった場合（修正申告）

確定申告書に記載した税額に不足があった場合、税務署から申告税額の更正を受けるまでは、納税者は修正申告をすることができます。

この場合には、納付が遅れたことに伴う延滞税や過少申告加算税などがかかります。

ただし、税務署から調査の通知を受ける前に自らの判断で修正申告をした場合には、過少申告加算税はかかりません。

### ② 税額が過大だった場合（更正の請求）

確定申告書に記載した税額が過大だった場合、原則として申告期限から5年以内に限り、「更正の請求」の手続きをとることにより納め過ぎた税額を返してもらうことができます。

また、納め過ぎた税金に関する利息相当分として還付加算金をあわせて受取ることがありますが、この還付加算金は受取った年の確定申告において雑所得になりますので、注意が必要です。

## 1

## 第4節 サラリーマンと税金

## 給与にかかる所得税の計算

例をあげてサラリーマンにかかる所得税の計算を大まかに説明しましょう。

<例>サラリーマンAさんの家族は妻(専業主婦)と長男(20歳)と長女(17歳)と次女(12歳)です。2023年の給与収入は700万円(給与所得控除180万円)、源泉徴収税額は23万9,025円とします。

### ①給与所得の計算

$$\text{給与等の収入}(700\text{万円}) - \text{給与所得控除額}(\text{収入に応じて認められるみなし必要経費} \cdot 180\text{万円}) = \text{給与所得}(520\text{万円})$$

※給与所得控除: [P.53](#)

### ②税金がかからない金額(所得控除額)

Aさんに適用される所得控除の内訳は次の表のとおりです。

項目	金額
社会保険料控除	99万100円(※1)
生命保険料控除	5万6,900円(※1)
地震保険料控除	3,000円(※1)
配偶者控除	38万円(妻分)
扶養控除	101万円(長男分63万円+長女分38万円)(※2)(※3)
基礎控除	48万円
所得控除 合計	292万円

※1 社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除は各人の状況により金額が異なります [P.18](#)。

※2 長男(20歳)は、控除額の加算が受けられる特定扶養親族に該当します [P.81](#)。

※3 次女(12歳)は、扶養控除の対象とはなりません [P.81](#)。

### ③税金がかかる金額

$$\begin{aligned} &\text{総所得金額(総合課税の対象となる金額} \cdot 520\text{万円}) - \text{所得控除額}(292\text{万円}) \\ &= \text{課税総所得金額}(228\text{万円}) \end{aligned}$$

#### ④税額の計算

所得税額=課税総所得金額(228万円)×10%(所得税累進税率)-所得税速算表の控除額(97,500円)=130,500円  
復興特別所得税額=所得税額(130,500円)×2.1%(税率)=2,740円  
税負担額=所得税額(130,500円)+復興特別所得税額(2,740円)  
=133,240円

※所得税速算表 P.20

総合課税の対象となる金額には、所得税累進税率(Aさんのケースでは10%)が適用され、算出される所得税額は13万500円となります。さらに所得税額に対して2.1%の復興特別所得税2,740円が課されるため、負担すべき税額は13万3,240円となります。ただし、給与から負担すべき税額を上回る源泉徴収税額23万9,025円が天引き(前払い)されていますので、年末調整により10万5,785円(23万9,025円-13万3,240円)が還付されます。

# 2

## 第4節 サラリーマンと税金

# 給与所得

### POINT

- ①サラリーマン(給与所得者)は、1年間の給与等の金額が2,000万円以下で、その他の所得が20万円以下ならば、原則として確定申告する必要はありません。
- ②給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除して計算します。

## 1 納得所得

給与所得とは、給料・賃金・賞与等およびこれらの性質を有する給与に係る所得をいいます。給与所得の金額は、その年中に支払いを受けた給与等の収入金額(源泉徴収される前の金額)から、**2**の給与所得控除額を控除して計算します。

## 2 納得所得控除額

給与所得控除額は、給与等の収入金額(源泉所得税控除前)に基づいて次のように計算します。

給与所得控除額の速算表

給与等の収入金額	給与所得控除額
55万円以下	全額
55万円超 162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40% - 10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% + 44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10% + 110万円
850万円超	195万円

ただし、給与等の収入金額が660万円未満の場合は、所得税法別表第五(年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表)により、給与所得の金額を計算します。(速算表とは金額のズレが生じます。)

### 3 所得金額調整控除

2018年度税制改正による、給与所得控除額などの引き下げに伴い、次の場合に該当するときは、負担増にならないよう調整されます。

#### ①介護・子育て世帯の場合

給与等の収入金額が850万円を超える場合であっても、所得金額調整控除により、給与所得控除額の上限の見直しによる負担増が生じないように調整されます。

所得金額調整控除は給与等の収入金額が850万円を超え、かつ、下記(イ)～(ハ)のいずれかに該当する者に適用され、給与所得の金額から、次の算式で計算した金額を控除します。

$$\{給与等の収入金額(上限1,000万円)-850万円\} \times 10\%$$

(イ)特別障害者

(ロ)23歳未満の扶養親族を有するもの

(ハ)特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有するもの

#### ②給与収入以外に公的年金等収入がある場合

給与所得控除額と公的年金等控除額の双方が10万円引き下げられるため、基礎控除額の10万円の引き上げと、所得金額調整控除により、負担増が生じないように調整されます。

給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、かつ、それらの合計額が10万円を超える場合は、給与所得の金額から、次の算式で計算した金額を控除します。

$$\text{給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円)-10万円}$$

## 4 特定支出控除

給与所得者が職務に関連する一定の支出(特定支出)をし、その年の特定支出の合計額が下表における「特定支出控除額の適用判定の基準となる金額」を超える場合には、確定申告をすることにより、その超える部分の金額を給与所得控除後の所得金額から差し引いて計算することができます。

### ①特定支出の範囲

次に掲げる支出のうち一定のもの

- ・通勤費
- ・転居費(転勤に伴う転居のための支出)
- ・研修費(職務に直接必要な技術や知識を得ることを目的とした研修のための支出)
- ・資格取得費(職務に直接必要な資格を取得するための支出)
- ・帰宅旅費(単身赴任に伴う勤務地・居所と自宅との間の移動のための支出)
- ・勤務必要経費(職務に必要な図書費・衣服費・交際費等のうち、給与所得者の特定支出控除に関する証明書のあるもので、年65万円が限度)
- ・職務上の旅費(勤務地を離れて職務を遂行するための支出)

### ②特定支出控除額の適用判定の基準となる金額

その年中の給与等の収入金額	特定支出控除額の適用判定の基準となる金額
一律	その年中の給与所得控除額×1/2

## ケーススタディ

## 源泉徴収票と所得税計算

源泉徴収票の記載から所得税を計算すると次のとおりになります。

## 1 紿与所得の計算

給与所得は、年間の給与等の収入金額700万円から給与所得控除額180万円(700万円×10%+110万円)を控除した520万円です。

給与等の収入金額	給与所得控除額
660万円超	850万円以下 収入金額×10% + 110万円

※給与所得控除については P.53

## 2 課税所得の計算

課税所得は、給与所得520万円から所得控除額292万円を控除した228万円です。

なお、所得控除額は①～⑥の金額の合計額292万円です。

- |   |                          |
|---|--------------------------|
| ①配偶者控除(妻・洋子の合計所得金額は48万円以下)  | 38万円                     |
| ②扶養控除(長男・健太は20歳であり、特定扶養親族に該当)   | 101万円<br>(長男63万円+長女38万円) |
| ③社会保険料控除(給与から差し引かれた社会保険料)   | 99万100円                  |
| ④生命保険料控除(2011年12月31日以前に締結した生命保険契約で年間の保険料支払いが3万6,000円、個人年金契約で年間の保険料支払いが2万7,800円) | 5万6,900円                 |
| ⑤地震保険料控除(地震等損害保険契約による年間保険料支払額が3,000円)   | 3,000円                   |
| ⑥基礎控除   | 48万円                     |

## 3 算出税額(源泉徴収税額)

次の速算表により計算すると算出税額(源泉徴収税額)は13万3,200円(228万円×10.21% - 99,548円(百円未満切捨))です。

課税される所得金額	所得税税率(復興特別所得税を含む)	控除額
195万円超	330万円以下 10.21%	99,548円

※所得税速算表 P.20

## 年末調整

### POINT

1年間の給与等の金額が2,000万円以下の給与所得者は、年末調整により所得税および復興特別所得税が精算されますので、原則として確定申告をする必要がありません。

### 1 年末調整

給与等の支払者(会社または事業主)は、毎月の給与・賞与の支払いのつど定められた金額を源泉徴収します。そして、年末にその年の給与収入、扶養親族等の異動の状況、生命保険料控除などに基づいて所得税額および復興特別所得税額を計算し、通常12月分の給与支払いの際に、源泉徴収した年間合計額との差額を精算(年末調整)して納税を完了させます。したがって、年末調整を受けた給与所得者は、確定申告をする必要はありません(住民税については、給与以外の他の所得がある場合、確定申告が必要です)。

ただし、その年の給与等の金額が2,000万円を超える場合などは、年末調整の対象外とされていますので、確定申告をしなければなりません。

なお、年末調整を受けた人でも次の①～③などに該当する場合は確定申告をしなければなりません。

#### ①雑損控除・医療費控除・寄附金控除を適用する場合

年末調整において、雑損控除・医療費控除・寄附金控除の3つの所得控除は適用できませんので、確定申告をしなければなりません。

#### ②住宅ローン控除の適用を受けようとする最初の年

住宅ローン控除の適用を受けようとする最初の年は確定申告をしなければなりません。適用を受けた年の翌年以後については、原則として確定申告をする必要はなく、年末調整により住宅ローン控除を受けることができます。

#### ③給与所得および退職所得以外で一定の金額を超える所得がある場合

1ヶ所から給与等の支払いを受けている人で、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額(源泉分離課税されているもの、例えば国内で支払われる預貯金の利子等の所得を除きます)が20万円を超える場合は確定申告をしなければなりません。なお、2ヶ所以上から給与等の支払いを受けている人については、年末調整を受けていない従たる給与等の収入金額と給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合は確定申告をしなければなりません。

# 4

## 第4節 サラリーマンと税金

# 確定申告が必要なサラリーマン

### POINT

1年間の給与等の金額が2,000万円を超える人、その他一定の要件に当てはまる人は、サラリーマンであっても確定申告をする必要があります。

## 1 確定申告義務のあるサラリーマン

下記①～④などに該当する人は確定申告をしなければなりません。

- ①1年間に支払いを受ける給与等の金額が2,000万円を超える人（年末調整を行うことができません）
- ②1ヶ所から給与等の支払いを受けている人で、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額（源泉分離課税されているもの、例えば国内で支払われる預貯金の利子等の所得を除く）が20万円を超える人
- ③2ヶ所以上から給与等の支払いを受けている人で、年末調整を受けていない従たる給与等の収入金額と給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額（源泉分離課税されているもの、例えば国内で支払われる預貯金の利子等の所得を除きます）が20万円を超える人
- ④同族会社の役員等で、その同族会社から給与等のほかに事業資金を貸付けて利子の支払いを受けている、または不動産等をその同族会社に貸付けて賃料などの支払いを受けている人

## 2 確定申告書の提出

確定申告をする場合は、確定申告書を住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。申告書は、郵便や民間事業者による信書便による送付、または税務署の時間外受取箱への投函により、提出することもできます。また、電子申告（e-Tax）を利用すれば自宅や会計事務所からインターネットを利用して提出（送信）することもできます。

## 3 申告期限

所得税の計算期間の年分の翌年2月16日から3月15日までに、確定申告書を提出しなければなりません。

なお、還付申告書（源泉徴収税額の還付、予定納税の還付）は、その計算期間の年分の翌年1月1日から提出することができます。

## 確定申告すれば還付を受けられるサラリーマン

### POINT

年の途中で退職し、その後働いていないサラリーマン等は、確定申告をすることにより、所得税および復興特別所得税の還付を受けることができます。

### ① 確定申告すれば還付を受けられるサラリーマン

給与所得者で次に該当する場合、確定申告により納めすぎた所得税および復興特別所得税について還付を受けることができます。

#### ①年の途中で退職し、その後働いていない場合

給与支給時に1年間働くことを前提として所得税および復興特別所得税が源泉徴収されているため、年の途中で退職した場合には源泉所得税額が過大となります。

#### ②雑損控除・医療費控除・寄附金控除の適用を受ける場合

③住宅ローン控除の適用を受ける最初の年の場合（翌年以降は年末調整で控除が受けられます。）

#### ④その年の12月31日までに控除対象配偶者や扶養親族が増えた場合

#### ⑤特定支出控除の適用を受ける場合

※特定支出控除 P.55

## 2 確定申告書

税金の還付を受ける場合、還付を受けるための申告書を住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

## 3 申告期限

還付を受けるための確定申告書の提出期限は決まっていませんが、所得税の計算期間となった年分の翌年1月1日から5年以内(例: 2018年分は2023年12月31日まで)に申告書を提出する必要があります。5年を過ぎると還付請求権は時効により消滅し、税金の還付を受けることができません。

# 退職一時金にかかる所得税・住民税の計算

## POINT

- ①退職一時金は、退職所得として課税され、②、③のような優遇措置が設けられています。
- ②勤続年数が長いほど、所得税・住民税の負担は軽くなります。
- ③他の所得の大小に関係なく、退職所得にかかる税額が決まります。

## 1 退職所得

退職所得は、退職手当・一時恩給その他の退職により一時に受ける給与およびこれらの性質を有する給与にかかる所得として、所得税・住民税の課税の対象です。

一方、死亡による退職を原因として相続人に支給された死亡退職金は、相続税の課税対象です。

ただし、死亡後3年を超えてから支給が確定した死亡退職金は、相続税ではなく、その死亡退職金を受取った人の一時所得として所得税・住民税が課税されます。

## 2 退職所得の金額

退職金の金額(源泉徴収前)から、勤続年数に基づいて算定した退職所得控除額を差し引いた残額の2分の1が退職所得の金額となり、退職所得の金額に所得税の累進税率を乗じて、所得税を計算します。

ただし、勤続年数が5年以下である役員等(以下②において「特定役員等」といいます)のその勤続年数に対応する退職一時金については、収入金額から退職所得控除額を控除した残額の全てが退職所得の金額となります(上述の2分の1課税は適用されません)。なお、「特定役員等」とは法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事および清算人ならびにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち一定のものその他、国会議員、地方議会議員、国家公務員および地方公務員をいいます。

また、短期退職手当等に係る退職所得について、収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円を超える場合には、その超える部分については2分の1課税の適用はありません(300万円までの金額については従前通りの取扱いです。)。

短期退職手当等とは、退職手当等のうち、退職手当等の支払をする者から短期勤続年数(勤続年数のうち、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下であるものをいいます。)に対応する退職手当等として支払を受けるもので、上記の特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

### ①一般退職手当等(下記②③以外)の場合

退職所得の金額= (収入金額(源泉徴収前)-退職所得控除額)×1/2

### ②特定役員等退職手当等の場合

退職所得の金額= 収入金額(源泉徴収前)-退職所得控除額

### ③短期退職手当等の場合

(イ) 収入金額-退職所得控除額≤300万円

退職所得の金額= (収入金額(源泉徴収前)-退職所得控除額)×1/2

(ロ) 収入金額-退職所得控除額>300万円

退職所得の金額=150万円+ (収入金額(源泉徴収前)-(300万円+退職所得控除額))

## 3 退職所得控除額

退職所得控除額は、退職一時金の支払を受ける人がその退職一時金の支払者のもとに勤務した勤続年数(1年未満の端数は切上げ)に基づいて計算します。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たない場合は80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

障害者になったことが直接の原因で退職した場合には、上記で計算した金額に100万円を加算した金額が退職所得控除額になります。

## 4 所得税と住民税

### ①所得税

退職所得は、他の所得(給与所得・不動産所得など)と合算せずに、単独で超過累進税率により税額計算しますので、税負担が軽減される仕組みになっています(分離課税)。

### ②住民税

住民税は、翌年課税される仕組みですが、退職所得については、この所得の特殊性から、退職一時金の支払いを受けた年にその年の所得として課税されます。

### ③退職一時金の税引後の概算手取額（一般退職手当等の場合）

退職所得控除額は勤続年数に基づいて計算されます。下記の表は退職一時金から所得税、復興特別所得税（※）および住民税を差し引いた手取額の概算です。

（※）2013年1月1日から2037年12月31日までに支払を受ける退職一時金には、所得税額の2.1%に相当する復興特別所得税が課されます。

退職一時金の税引後の概算手取額

勤続年数	退職一時金	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円
30年	1,500万円	1,959万円	2,391万円	2,813万円	
35年	1,500万円	1,988万円	2,444万円	2,868万円	
40年	1,500万円	2,000万円	2,477万円	2,921万円	

※所得税と住民税の所得控除の差額およびそのための減額措置、均等割は考慮していません。

※一万円未満切り捨て

## 2

## 第5節 退職金と税金

## 退職所得の申告と納税

## POINT

- ①退職一時金の支払者(会社・個人事業主)は、退職者に対して支払う退職一時金について、その支給額から所得税・住民税の額を源泉徴収して納税します。
- ②退職者が退職に際して受取る退職一時金は、退職所得となります。この退職所得について、「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合、原則、確定申告は不要です。
- ③死亡退職金は、原則として相続税の課税対象であるため、源泉徴収はありません。

## 1 生前退職金の取扱い

退職一時金の支払者(会社・個人事業主)は、退職者に対して支払う退職一時金について、その支給額から次の区分に応じ、それぞれ計算した所得税等の額を源泉徴収して納税します。

退職者が受取る退職一時金は、退職所得となり、確定申告は、次の区分に応じます。

## 退職一時金の支払者の源泉徴収と退職者の確定申告

「退職所得の受給に関する申告書」の提出の有無	退職一時金の支払者の源泉徴収	退職者の確定申告の要否
有	所得税・住民税の額を退職一時金の支給額から源泉徴収します。	原則として確定申告は不要です。
無	退職一時金の支給額に対して一律20.42%の税率により計算した所得税の額を源泉徴収します。 住民税については、「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合と同様です。	退職所得について累進税率に基づき計算した所得税額が、源泉徴収された所得税額より大きい場合には、確定申告をしなければなりません。なお、退職所得について累進税率に基づき計算した所得税額が、源泉徴収された所得税額より小さい場合でも、確定申告をすることにより還付を受けることができます。

## 2 死亡退職金の取扱い

死亡退職を原因として相続人に支給された死亡退職金は、相続税の課税対象となるため、所得税・住民税が課税されることはありません。ただし、死亡後3年を超えてから支給が確定した死亡退職金は、受取った人の一時所得になります。

# 3

## 第5節 退職金と税金

# 退職年金にかかる所得税・住民税の計算

### POINT

- ①退職年金は、雑所得となり、他の所得（給与所得・不動産所得等）と合算して、所得税を計算します（総合課税）。
- ②退職年金は、公的年金と同じく、みなし必要経費（公的年金等控除）があります。

## 1 雜所得と税金

退職金を年金方式で受取る場合には、公的年金と同じく雑所得に該当します。

年金収入金額－公的年金等控除額＝雑所得の金額 (次頁参照)

雑所得は、退職所得とは異なり、他の所得（給与所得・不動産所得等）と合算して、所得税を計算することになります（総合課税）。

## 2 退職年金の申告

所得が年金のみの人でも、公的年金等に係る雑所得の金額から基礎控除その他の所得控除をし、その金額に基づいて計算された税額のある人は、確定申告をしなければなりません。

退職金を年金方式で受取る場合、公的年金等に係る雑所得となります。公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告は必要ありません（ただし、2015年分以降は、原則として全ての公的年金等が源泉徴収されている場合に限ります）。退職年金と公的年金とを受取る方は、合算して判断することとなります。

源泉徴収された所得税額がある場合は、確定申告をすることにより、還付を受けることができるケースもあります。

## 1

## 第6節 年金と税金

## 公的年金・企業年金にかかる所得税・住民税の計算

## POINT

- ①公的年金（国民年金・厚生年金）、企業年金は「公的年金等」に含まれ、雑所得として課税されます。
- ②雑所得の計算をする際に、公的年金等控除の適用があります。

## 1 雜所得

国民年金・厚生年金の老齢年金、普通恩給、厚生年金基金や確定給付企業年金等の企業年金からの老齢給付、国民年金基金からの老齢年金、確定拠出年金からの老齢給付金などは、「公的年金等」に含まれます。

公的年金等の収入で、老齢や退職を支給事由とする年金は、その収入金額から公的年金等控除額を差し引いた残額が、雑所得として課税されます。公的年金等控除額は、受給者の年齢と支給された公的年金等の収入金額に応じて決まります。

$$\text{公的年金等に係る雑所得の金額} = \text{公的年金等の収入金額} - \text{公的年金等控除額}$$

公的年金等控除額の速算表

(単位：万円)

受給者の年齢	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額		
		「公的年金等に係る雑所得」以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	130万円未満	60	50	40
	130万円以上 410万円未満	$(A) \times 25\% + 27.5$	$(A) \times 25\% + 17.5$	$(A) \times 25\% + 7.5$
	410万円以上 770万円未満	$(A) \times 15\% + 68.5$	$(A) \times 15\% + 58.5$	$(A) \times 15\% + 48.5$
	770万円以上 1,000万円未満	$(A) \times 5\% + 145.5$	$(A) \times 5\% + 135.5$	$(A) \times 5\% + 125.5$
	1,000万円以上	195.5	185.5	175.5
65歳以上	330万円未満	110	100	90
	330万円以上 410万円未満	$(A) \times 25\% + 27.5$	$(A) \times 25\% + 17.5$	$(A) \times 25\% + 7.5$
	410万円以上 770万円未満	$(A) \times 15\% + 68.5$	$(A) \times 15\% + 58.5$	$(A) \times 15\% + 48.5$
	770万円以上 1,000万円未満	$(A) \times 5\% + 145.5$	$(A) \times 5\% + 135.5$	$(A) \times 5\% + 125.5$
	1,000万円以上	195.5	185.5	175.5

2018年度税制改正により、世代内、世代間の公平性を確保する観点から、控除額に上限が設けられるとともに、年金以外の所得金額が高い場合には控除額の引き下げが行われました。

## 2 雜所得の税金

雑所得は、他の所得と合算した上で税額が計算されます（総合課税）。他の所得（給与所得・不動産所得等）の大小によって、公的年金等に係る所得税の額が変動します。

年金受給者の税引後手取額（概算）

(1)年齢 65 歳未満

公的年金等の収入金額	税引後手取額
100 万円	100 万円
200 万円	188 万円
300 万円	277 万円
400 万円	364 万円
500 万円	447 万円

(2)年齢 65 歳以上

公的年金等の収入金額	税引後手取額
100 万円	100 万円
200 万円	193 万円
300 万円	278 万円
400 万円	364 万円
500 万円	447 万円

※収入が公的年金等のみであり、所得控除は基礎控除のみと仮定した場合の、所得税、復興特別所得税および住民税が差し引かれた後の手取額。住民税の均等割は考慮していない。

# 2

## 第6節 年金と税金

# 確定給付企業年金と税金

### POINT

- ①事業主が負担した確定給付企業年金(DB)の拠出部分は、法人税の計算上損金算入が認められ、加入者本人である従業員が負担した拠出部分は本人の生命保険料控除の対象です。
- ②年金払の老齢給付金は、雑所得(公的年金等控除の適用あり)となります。

## 1 確定給付企業年金

確定給付企業年金制度には、規約型と基金型の2種類があります。  
加入できるのは、サラリーマンで、勤務先が確定給付企業年金を実施する場合です。

## 2 掛金拠出時

掛金は事業主負担を原則とし、事業主が負担した拠出部分は法人税法上全額損金算入が認められ、拠出を受けた従業員に対しての給与課税はありません。加入者本人である従業員が負担した拠出部分は、本人の所得税・住民税の計算上、生命保険料控除の適用を受けます。

### 3 年金受取時

#### ①老齢給付金を受給した場合

確定給付企業年金に基づく老齢給付金の受給方法	老齢給付金の所得税・住民税の取扱い
年金として受給	公的年金等に該当し、雑所得
一時金として受給 (年金規約に定めがある場合)	(イ) 一時金が加入者の退職に基因：退職所得 (ロ) (イ)以外：一時所得

#### ②脱退一時金を受取った場合

脱退一時金は、加入者が、死亡以外の理由によって加入者の資格を喪失し、かつ、規約で定められた脱退一時金の支給要件を満たす場合、その加入者に支給されます。当該脱退一時金は、一時所得となります。ただし、加入者の退職によるものは、退職所得となります（上記①参照）。

#### ③障害給付金を受取った場合

年金規約で障害給付金の支給が定められている場合、障害給付金を請求できます。所得税・住民税は課税されません。

#### ④遺族給付金を受取った場合

年金規約で遺族給付金の支給が定められている場合において、加入者または確定給付企業年金の老齢給付金を受給中である人等が死亡したときは、その遺族に遺族給付金が支給されます。

加入者の死亡退職により支給される遺族給付金は、所得税・住民税は課税されませんが、みなし相続財産である退職手当金等として相続税の課税対象となります。また、既に老齢給付金を年金で受給している者が死亡し、遺族が遺族給付金を受給する場合もみなし相続財産として相続税の課税対象となります。

# 3

## 第6節 年金と税金

# 確定拠出年金と税金

### POINT

- ①事業主が負担した拠出部分は、法人税の計算上全額損金算入が認められ、加入者本人である従業員が負担した拠出部分は全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象です。
- ②年金払の老齢給付金は、雑所得（公的年金等控除の適用あり）となります。

## 1 確定拠出年金

### ①制度の概要

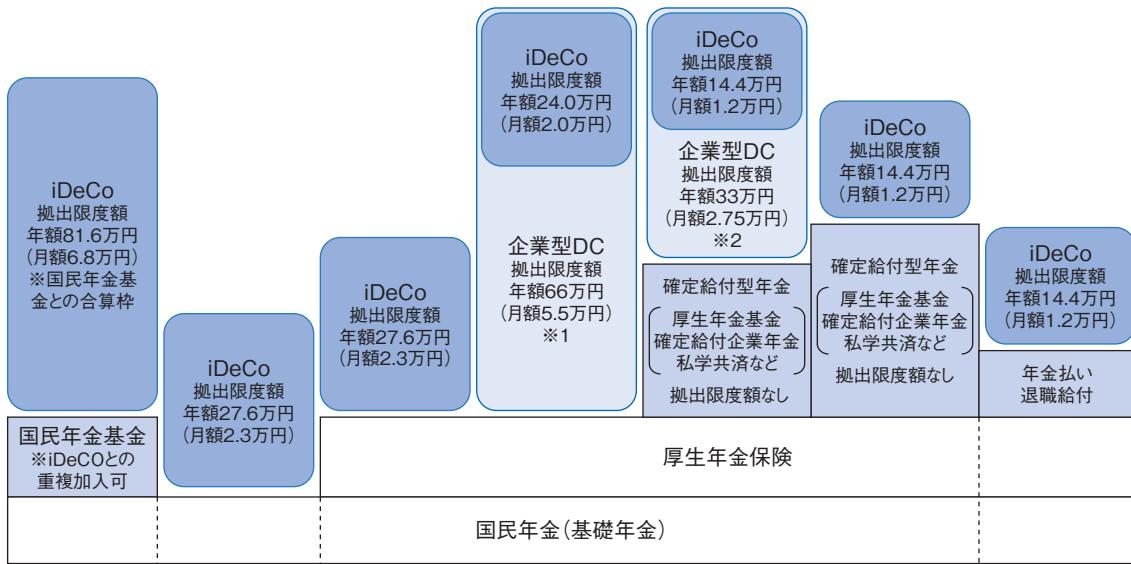
確定拠出年金制度は、個々の加入者が積立金の運用方法（預貯金・信託・株式・生保・損保等）を自ら選定し、その運用実績に応じて給付額が変動する制度です。企業が実施するものを「企業型」、個人が任意に加入するものを「個人型」といいます。いずれも原則として60歳未満の人が加入対象です。

「企業型」の加入対象者は、勤務先が企業型確定拠出年金を実施するサラリーマンです。「個人型」の加入対象者は、自営業者等（国民年金第1号被保険者）で国民年金保険料を全額払っている人、第3号被保険者、公務員および企業年金加入者等です。

掛け金は、企業型は企業、個人型は個人が拠出します。なお、企業型の掛け金は、年金規約に定めがある場合には、サラリーマン個人が掛け金を上乗せ拠出できます（いわゆる「マッチング拠出」）。ただし、サラリーマンが拠出できる上乗せの掛け金は、企業の拠出額以下かつ企業とサラリーマンの掛け金合計が掛け金限度額以下であることが必要です。掛け金限度額は企業型と個人型とで異なり、さらに加入者の状況によって異なります。

なお、2020年6月以降の制度改正については **P.77** をご参照ください。

## ②確定拠出年金の対象者・拠出限度額と他の年金制度との関係



国民年金  
(第1号被保険者) 国民年金  
(第3号被保険者) ← 国民年金  
(第2号被保険者) 公務員

\*1 企業型DCのみを実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。  
 \*2 企業型DCと確定給付型年金を実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。

2024年12月以降に確定拠出年金に加入する場合、拠出限度額が以下のように変更されます。

- ①企業型DCの事業主掛金額…月額5.5万円－DB等の他制度掛金相当額（経過措置あり）
  - ②iDeCoの掛金額（上限2万円）…月額5.5万円－（各月の企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額）

## 2 掛金拠出時

企業型確定拠出年金(DC)の場合、事業主が負担した拠出部分は法人税法上全額損金算入が認められ、拠出を受けた従業員に対しての給与課税はありません。個人型確定拠出年金(iDeCo)の場合および企業型の加入者が掛金を上乗せ拠出した場合、加入者本人が負担した拠出部分は全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象です。

## 3 運用時

確定拠出年金の運用段階では、収益、利子等の運用益は所得税・住民税ともに非課税扱いとなります。企業型・個人型確定拠出年金の個人別管理資産残高に対しては、特別法人税が課税されますが、2026年3月末までに開始する事業年度までは課税が凍結されています。

## 4 転職・退職時

確定拠出年金制度では、個人ごとに年金資産が管理されており、転職・退職時には、原則として個人別資産を移換して、60歳まで運用を続けることとなります。

## 5 年金受取時

### ①老齢給付金を受給した場合

老齢給付金の受給方法	所得税・住民税の取扱い
年金として受給	公的年金等に該当し、雑所得
一時金として受給 (年金規約に定めがある場合)	(イ) 一時金が加入者の退職に基因: 退職所得 (ロ) (イ)以外: 一時所得

### ②障害給付金を受取った場合

加入者および加入者であった者で、個人別管理資産を保有する者が、一定の障害状態になった場合、障害給付金を請求できます。受取った障害給付金には、所得税・住民税は課税されません。

### ③死亡一時金を受取った場合

加入者および加入者であった者で、個人別管理資産を保有する者が死亡した場合には、その者の遺族に死亡一時金が支給されます。この死亡一時金に所得税・住民税は課税されませんが、みなしお相続財産である退職手当金等として相続税の課税対象となります。また、既に老齢給付金を年金で受給している者が死亡し、遺族が死亡一時金を受給する場合もみなしお相続財産として相続税の課税対象となります。

### ④脱退一時金を受取った場合

確定拠出年金では、加入者が60歳前に任意に脱退することはできませんが、企業型加入者が退職する際に個人別管理資産がきわめて少額である場合など、一定の要件に該当すれば、脱退一時金を請求し制度から脱退できます。この脱退一時金は、原則として一時所得として所得税・住民税の課税対象となります。

# 4

## 第6節 年金と税金

# 年金受給者の申告と納税

### POINT

公的年金等について源泉徴収された税額がある場合は、確定申告を行い、精算します。ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、その他の所得金額が20万円以下であるときは、確定申告不要です。

## 1 確定申告が必要な年金受給者

公的年金等の支払いを受けるときは、原則として収入金額から受取る年金に応じて定められている一定の控除額を控除した額に5.105%を乗じた税額が源泉徴収されます。

公的年金等に係る雑所得の金額から基礎控除その他の所得控除額を控除し、その金額に基づいて計算した税額から源泉徴収税額を控除して残額のある人は、原則として確定申告をしなければなりません。

ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、その他の所得金額が20万円以下であるときは、確定申告をしなくても良いこととされています。なお、確定申告が不要とされるのは所得税についてであり、住民税については、確定申告が必要です。

## 2 確定申告すれば還付等を受けられる年金受給者

本来支払うべき税額よりも多い金額を源泉徴収されている人は、確定申告をすることにより、その差額分の還付を受けることができます。

毎年10月以降に日本年金機構から公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(はがき)が送付されます。提出期限までに提出しないと、翌年の所得税の各種控除に反映されず源泉徴収税額が多くなってしまいます。

\*公的年金等の源泉徴収票

令和XX年分 公的年金等の源泉徴収票											
支払を受けた者 住所又は居所 (フリガナ) 氏名	東京都新宿区～										
	ヤマダ イチロウ			生年 月日	明治	大正	昭和	平成	令和		
	山田 一郎				20	甲	8	月	2		
区分	支 払 金額			源 泉 徹 収 税 額							
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分											
所得税法第203条の2第2号・第6号適用分	2	7	2	7	1	6	7	4	5		
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分											
所得税法第203条の4第7号適用分											
本 人	源泉徴収対象扶養親族の有無			控除対象扶養親族の数			障害者の数		被扶養者 である 者の数	社会保険料の額	
特別 被扶養者 その他の 被扶養者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他の	特例	その他	人	円
			*		A	人	1	人	人	人	円
源泉徴収対象配偶者				控除対象扶養親族				18歳未満の扶養親族			
姓 名	ヤマダ ハナコ	区 分		姓 名	ヤマダ タロウ	区 分		姓 名		区 分	
氏 名	山田 花子		1	氏 名	山田 太郎		1	氏 名			
(備考)				(備考)				(備考)			
支 払 者		法人番号	9 9 9 9 9 9	9 9 9 9 9 9	9 9 9 9 9 9	9 9 9 9 9 9	9 9 9 9 9 9	9 9 9 9 9 9	電話 番号	03～	
支 払 者		所 在 地	東京都千代田区～								
支 払 者		名 称	〇〇年金基金								

公的年金等の収入金額  
(源泉徴収前の年金合計額)

所得税・復興特別所得税  
の源泉徴収税額

(注) 受給者交付用では公的年金等の支払を受ける方、控除対象配偶者および控除対象扶養親族の個人番号（マイナンバー）は記載されません。

公的年金等の源泉徴収票には、年間の支給総額や源泉徴収税額、所得控除の内容などが記載されています。

その年の所得が年金収入のみで、源泉徴収がされている場合、公的年金等の収入金額が400万円以下であれば、所得税の確定申告は不要です。ただし、生命保険料控除や医療費控除などが受けられる場合は、確定申告をすることにより、源泉徴収税額の還付を受けることができます。

## コラム column

# 企業年金・個人年金制度の見直し

## 1 内容

2020年度税制改正により就業期間の長期化に対する支援や、自らの選択によって高齢期の経済基盤の充実を図ることができる環境整備を進めるため、確定拠出年金法等が見直されました。

60歳以上の方が就業する場合や、65歳以上の方が引き続き就業を継続する場合に合わせて、確定拠出年金制度に加入できる年齢が企業型は70歳未満まで個人型は65歳未満まで引き上げられました。

また、老後の生活設計を考えながら年金受給のタイミングを選択できる範囲を拡大させるため、年金受給開始時期が75歳まで引き上げられました。

現行の税制上の取り扱いは維持されます。

## 2 確定拠出年金法等の主な改正内容と適用時期

- ① 確定拠出年金制度等の加入可能年齢が拡大されました。
- ② 老齢給付金の受給開始時期の上限年齢が延長されました。
- ③ 企業型確定拠出年金加入者の個人型確定拠出年金制度への加入要件が緩和されました。
- ④ 企業年金・個人年金制度間の年金資産の持ち運び(ポータビリティ)が改善されました。

<確定拠出年金法等の主な改正内容>

改正内容	種類	対象制度	改正前	改正後	適用開始時期
加入可能年齢の見直し (掛金拠出期間の延長)	企業型	DC	厚生年金被保険者のうち 65歳未満の者	厚生年金被保険者 (70歳未満)	2022年5月
	個人型	DC (iDeCo)	国民年金被保険者のうち 60歳未満の者	国民年金被保険者(※)	
受給開始時期の 選択肢拡大	企業型	DC	60歳～70歳の間で選択	60歳～75歳の間で選択	2022年4月
	個人型	DC (iDeCo)	60歳～65歳の間で選択	60歳～70歳の間で選択	
iDeCoへの 加入要件緩和	企業型	DB	60歳～65歳の間で選択	60歳～70歳の間で選択	2020年6月
	企業型	企業型DC 加入者	労使合意に基づく規約の 定めがある企業に限定	労使合意に基づく規約の 定めが無くとも加入可能	
ポータビリティの改善	企業型	DB	iDeCoへの移換は不可	DBの終了時、 iDeCoへの 移換が可能に	2022年5月
		DC	通算企業年金制度への 移換は不可	退職時、 通算企業年金制度への 移換が可能に	

DC：確定拠出年金 DB：確定給付企業年金 iDeCo：個人型確定拠出年金

※国民年金被保険者 第1号被保険者、第3号被保険者：60歳未満、任意加入被保険者のみ 65歳未満 第2号被保険者：65歳未満

# 専業主婦と税金

## POINT

- ①専業主婦（所得がない妻）は、夫の税額計算上、配偶者控除の適用を受けられます。
- ②専業主婦である妻に株式配当収入や株式売却収入等がある場合には、夫の税額計算において配偶者控除の適用可否の判定が必要となります。

## 1 配偶者控除

配偶者控除は、納税者本人に控除対象配偶者がいる場合に適用を受けることができます。控除対象配偶者とは、納税者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者で給与の支払いを受ける者・白色事業専従者を除きます）のうち、合計所得金額が48万円以下であり、かつ、合計所得金額が1,000万円以下である納税者の配偶者をいいます。

控除対象配偶者に該当する人で、その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の人を、老人控除対象配偶者といいます。

## 2 専業主婦の税金（上場株式の配当・売却）

専業主婦である妻に株式配当収入や株式売却収入等がある場合には、夫の税額計算において「配偶者控除」の適用可否の判定が必要となります。

妻の株式配当収入の確定申告と配偶者控除の適用について： P.98

妻の株式売却収入の確定申告と配偶者控除の適用について： P.152

## 2

## 第7節 配偶者・扶養親族と税金

## 配偶者に給与所得があるときの税金

## POINT

例えば妻に給与収入がある場合、妻の給与額により夫の税額計算上、適用を受けられる所得控除額が異なります。

## 1 配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者控除は、納税者本人に控除対象配偶者がいる場合に適用を受けることができます。控除対象配偶者とは、納税者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者で給与の支払いを受ける者・白色事業専従者を除きます）のうち、合計所得金額が48万円以下であり、かつ、合計所得金額が1,000万円以下である納税者の配偶者をいいます。

合計所得金額が1,000万円以下である納税者に、控除対象配偶者に該当せず、合計所得金額が48万円超133万円以下の生計を一にする配偶者（青色事業専従者で給与の支払いを受ける者・白色事業専従者を除きます）がいる場合、配偶者特別控除の適用を受けることができます。

配偶者特別控除の金額は、納税者本人およびその配偶者の合計所得金額に応じて決まり、所得税については38万円から1万円の範囲、住民税については33万円から1万円の範囲で控除されます。

## 配偶者控除

納税者本人の合計所得金額	控除対象配偶者		老人控除対象配偶者	
	所得税	住民税	所得税	住民税
900万円以下	38万円	33万円	48万円	38万円
900万円超 950万円以下	26万円	22万円	32万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	11万円	16万円	13万円
1,000万円超	0円	0円	0円	0円

## 配偶者特別控除

配偶者本人の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額					
	900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下	
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
48万円超 95万円以下	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円
95万円超 100万円以下	36万円		24万円		12万円	
100万円超 105万円以下	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	
105万円超 110万円以下	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円
133万円超	0円	0円	0円	0円	0円	0円

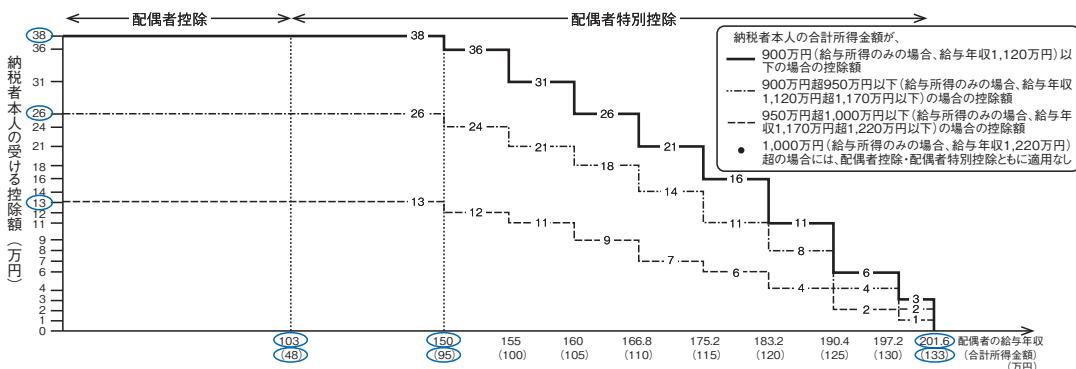
妻の給与収入額が103万円以下(合計所得金額が48万円以下)の場合には、夫の税額計算上配偶者控除の適用を受けることができます(夫の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限られます)。所得税については夫の合計所得金額によって38万円・26万円・13万円の3段階、住民税については33万円・22万円・11万円の3段階に控除額が区分されます。

また、妻の給与収入額が103万円超201.6万円未満(合計所得金額が48万円超133万円以下)の場合には、夫の税額計算上配偶者控除の適用はありませんが、配偶者特別控除の適用を受けることができます(夫の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限られます)。妻の給与収入額が201.6万円以上(合計所得金額が133万円超)の場合は、配偶者控除も配偶者特別控除も受けられません。

一方、妻自身の税額計算について、給与収入額から給与所得控除額として最低55万円を控除することができます。所得税については48万円の基礎控除が設けられており、給与の額が103万円以下であれば所得税は課税されません。また、住民税については、自治体により異なりますが、例えば東京23区内の場合は最低45万円の非課税枠が設けられていますので、給与の額が100万円以下であれば住民税も課税されません。

妻の給与収入額	夫の配偶者控除		夫の配偶者特別控除		妻に税金がかかるか否か		
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	
						所得割	均等割
100万円以下	○	○	×	×	かかるない	かかるない	かかるない
100万円超103万円以下	○	○	×	×	かかるない	かかる	かかる
103万円超201.6万円未満	×	×	○	○	かかる	かかる	かかる
201.6万円以上	×	×	×	×	かかる	かかる	かかる

#### 配偶者控除・配偶者特別控除と配偶者の合計所得金額との関係



# 3

## 第7節 配偶者・扶養親族と税金

# 子どもと税金

### POINT

- ①扶養控除の金額は、控除対象扶養親族1人につき38万円(住民税は33万円)です。
- ②子どもの年齢が19歳以上23歳未満の場合には、学費等の負担が重くなることを考慮して、扶養控除額が所得税については63万円、住民税については45万円となります。

## 1 子どもと扶養控除

扶養控除の対象となる控除対象扶養親族とは、次の要件をすべて満たす人をいいます。

- ①納税者と生計を一にする配偶者以外の16歳以上の親族等であること
  - ②その親族等のその年の合計所得金額が48万円以下であること
  - ③青色事業専従者で給与の支払を受ける者または白色事業専従者でないこと
- なお、これらの要件をすべて満たす19歳以上23歳未満の者を「特定扶養親族」といい、学費等の負担が重くなることを考慮し、扶養控除額が上乗せされます。

扶養控除額（その年の12月31日現在の年齢）

対象者	控除額（所得税）	控除額（住民税）
① ②を除く控除対象扶養親族 (満16歳以上)	38万円	33万円
② 特定扶養親族 (満19歳以上満23歳未満)	63万円	45万円

## 2 16歳未満の子どもの扶養控除について

16歳未満の子どもについては、児童手当制度との関係から、扶養控除の適用はありません。

なお、16歳以上19歳未満の子どもについては、高等学校等就学支援金制度との関係から、扶養控除の上乗せはありません。

住民税についても、税体系上の整合性の観点等から、16歳未満の子どもに対する扶養控除および16歳以上19歳未満の子どもに対する扶養控除の上乗せはありません。

## 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

### 1 内容

その年の合計所得金額が48万円を超える場合には扶養控除の対象となりませんが、国外にいる親族についてはその金額の計算上国外所得が除外されるため、一定の国外所得がある場合であっても扶養控除の対象となっていました。

2020年度税制改正により、国外にいる親族の扶養控除の適用に制限がかかるよう、国外に居住する30歳以上70歳未満の方については、所得金額にかかわらず、扶養控除の対象から除外されることとなります。

この改正は2023年分以後の所得税、2024年度分以後の個人住民税について適用されます。

### 2 2023年分以後の取扱い

#### ①原則

国外にいる親族のうち、30歳以上70歳未満の者（その年の12月31日現在の年齢）は扶養控除の対象から除外されます。

#### ②例外

上記に関わらず、国外にいる親族のうち下表のいずれかに該当する者は、扶養控除の対象となります。

対象者	必要な書類（※1）
① 国外に留学している親族	留学ビザなど留学生であることを証する書類
② 障害者である親族	戸籍謄本や出生証明書などの書類及び送金関係書類（※2）
③ 国内にいる親族から生活費又は教育費として1年間に38万円以上受けとっている親族	38万円以上送金したことを明らかにする送金関係書類（※2）

（※1）上記①又は③に該当する親族について、扶養控除を受けようとする場合、年末調整時や確定申告時に、それぞれ必要な書類を提出しなければいけません。

（※2）送金関係書類とは、国内にいる親族が国外にいる親族の生活費又は教育費を支払ったことを明らかにするもの（外国送金依頼書の控え、クレジットカードの利用明細書など）をいいます。

# 4

## 第7節 配偶者・扶養親族と税金

### 親と税金

#### POINT

親と生計を一にする場合は、その親の合計所得金額が48万円以下であれば、たとえ別居していたとしても子どもの課税所得の計算上扶養控除の適用を受けることができます。一方、親と生計が別の場合には、扶養控除は一切認められません。

#### 1 生計を一にする親と税金

生計を一にする親の合計所得金額が48万円以下であり、かつ青色事業専従者で給与の支払いを受ける者または白色事業専従者でない場合には、親を控除対象扶養親族として子どもの税額計算上扶養控除の適用を受けることができます。また、その親のその年の12月31日現在の年齢が70歳以上であれば老人扶養親族、更に同居していれば同居老親等として、親の面倒を見る場合の費用負担を考慮して大きな所得控除が認められています。

扶養控除額（その年の12月31日現在の年齢）

対象者	控除額（所得税）	控除額（住民税）
① ②③を除く控除対象扶養親族 (満16歳以上)	38万円	33万円
② ③を除く老人扶養親族 (満70歳以上)	48万円	38万円
③ 同居老親等 (満70歳以上、本人または配偶者の直系尊属かつ同居)	58万円	45万円

なお、「生計を一にする」とは、必ずしもひとつの家に起居していることを要件とするものではありませんから、例えば、仕事、学校、病気等の都合上別居している場合であっても、常に生活費、学費、医療費等を送金しているような場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

親族がひとつの家に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

#### 2 生計が別の親と税金

親と生計が別である場合には、扶養控除は一切認められません。お小遣い程度を親へ援助しているケースは、生計を一にしているとは認められず、控除対象扶養親族に該当しません。

# 医療費控除

## POINT

- ①医療費控除は、納税者本人または一定の親族が年間一定額以上の医療費を支払った場合に適用を受けることができます。
- ②セルフメディケーション税制は、スイッチOTC医薬品の購入をした場合に適用できる医療費控除の特例措置です。
- ③①従来の医療費控除と②セルフメディケーション税制は併用適用できません。

## 1 医療費の範囲

医療費控除の対象となる医療費は下表のとおりで、その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とされています。

医療費控除の主な対象		医療費控除の対象外
①	医師・歯科医師による診療費または治療費	健康診断の費用（健康診断の結果、重大な疾病が発見され、引き続き治療を受けた場合等は、医療費控除の対象）、医師等に対する謝礼
②	治療または療養に必要な医薬品の購入費用	ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金
③	病院、診療所、助産所などへ収容されるための人的サービスの費用	
④	通院費、医師等の送迎費、入院の際の部屋代や食事代の費用、医療用器具等の購入代・賃借料	自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金等
⑤	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師による治療を受けるための施術費	疲れを癒す等、治療に直接関係ないものの対価
⑥	保健師、看護師等による療養上の世話を受けるための費用	所定料金以外の心付けや家族・親類縁者に付添いを頼んで付添料の名目で支払った金銭
⑦	助産師による分べんの介助料	
⑧	介護福祉士による喀痰吸引等に係る費用	
⑨	訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション等の居宅サービス	
⑩	医師の治療を受けている場合、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代（「おむつ使用証明書」が必要）	

## 2 医療費控除の対象となる親族の範囲

- ①本人
- ②生計を一にする配偶者その他の親族(配偶者・親族の所得金額に制限はありません)

医療費控除の対象となる親族の範囲は、本人だけでなく、本人と生計を一にする親族も含まれます。なお、**4**セルフメディケーション税制の適用の対象も同様の取り扱いとなります。

(例1)共働き夫婦の夫が妻の医療費を支払った場合、夫婦が同居しているならば、夫は、その妻の医療費を含めて医療費控除の適用を受けることができます。

(例2)子どもと同居している場合だけでなく、別居している大学生の子どもに生活費を仕送りしている場合も、親は子どもの医療費を含めて医療費控除の適用を受けることができます。

(例3)生計が一であることが要件であるため、子どもの合計所得金額が48万円を超えていて、扶養控除の対象とならない場合であっても、親が支払った子どもの医療費は控除の対象となります。

## 3 医療費控除額の計算

医療費控除として控除することができる金額は、その年に実際に支払った医療費(保険金などで補填される金額を除きます)から10万円と総所得金額等の5%とのいずれか少ない金額を控除した残額となります。ただし、控除額は年間200万円が限度です。

医療費控除額の計算

$$\begin{array}{ccc}
 \text{その年中に支払った} & - & \text{保険金などで} \\
 \text{医療費の総額} & & \text{補填される金額} \\
 \\ 
 & = & \boxed{\text{A}}
 \end{array}$$
  

$$\begin{array}{ccc}
 \boxed{10万円と総所得金額等 \times 5\% のいずれか少ない金額} & = & \boxed{\text{B}}
 \end{array}$$
  

$$\begin{array}{ccc}
 \boxed{\text{A}} & - & \boxed{\text{B}} \\
 & = & \boxed{\text{医療費控除額 (最高200万円)}}
 \end{array}$$

## 4 セルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

### ①制度の内容

セルフメディケーション税制は、2017年1月1日から2026年12月31日までの間に健康の維持増進および疾病の予防への一定の取組を行う個人を対象として、医療用から転用された一定の医薬品（いわゆるスイッチOTC医薬品）の購入費のうち一定額を所得から控除する制度です。

### ②健康の維持増進および疾病の予防への一定の取組

特例の控除を受ける納税者本人が、特例の適用を受けようとする年分において、下記のいずれか1つの取組を行うことが必要です。

- ・保険者（健康保険組合、市町村国保等）が実施する健康診査（人間ドック、各種健（検）診等）
- ・市区町村が健康増進事業として行う健康診査（生活保護受給者等を対象とする健診査）
- ・予防接種（定期接種又はインフルエンザワクチンの予防接種）
- ・勤務先で実施する定期健康診断（事業主検診）
- ・特定健康診査（いわゆるメタボ検診）又は特定保健指導
- ・市区町村が健康増進事業として実施するがん検診

※申請者が任意（全額自己負担）で受けた健康診査や、市町村が自治体の予算で住民サービスとして実施する健康診査は対象になりません。

### ③スイッチOTC医薬品の範囲

要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品で一定のものをいい、対象商品のパッケージには、以下の共通識別マークが表示されています。また、レシートにも対象商品が分かるように表示されます。

【共通識別マーク】

セルフメディケーション

税 控除 対象

#### ④セルフメディケーション税制の控除額の計算

セルフメディケーション税制で所得から控除することのできる金額は、その年に実際に支払ったスイッチOTC医薬品の購入費（最高10万円とし、保険金などで補填される金額を除きます）から1万2千円を控除した残額となります。

$$\boxed{\text{その年中に支払った}} - \boxed{\text{保険金などで}} = \boxed{\text{控除額}} \\ \boxed{\text{購入費の総額}} \quad \boxed{\text{補填される金額}} \quad \boxed{(最高10万円)} \quad \boxed{(最高8万8千円)}$$

### 5 住民税における医療費控除額の適用

所得税の確定申告において医療費控除の適用を受けた人は、翌年分の住民税については、特に手続きを行うことなく医療費控除の適用を受けることができます。従来の医療費控除もセルフメディケーション税制も控除額の計算は所得税と同様です。

### 6 選択適用

従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は、いずれかを選択して適用するため、併用はできません。

### 7 添付書類

従来の医療費控除の適用を受けるためには、確定申告書に、医療費控除の明細書の添付が必要です。

セルフメディケーション税制の適用を受けるためには、確定申告書にセルフメディケーション税制の明細書の添付が必要です。令和2年分までの確定申告では、これに加えて、一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示が求められます。一定の取組を行ったことを明らかにする書類の例としては、インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収書又は予防接種済証、職場で受けた定期健康診断の結果通知表などがあります。

添付書類の詳細は所轄の税務署等にご確認ください。

# マイナンバー

## POINT

マイナンバーとは、納税や年金等の異なる分野の個人情報を照合し、効率性・透明性の向上を図り、給付や負担の公平性を確保することなどを目的として国民一人一人に割当てられる番号をいいます。

## ① 概要

マイナンバーとは、日本に住民票を有するすべての方が持つ12桁の番号です。マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。また、この3分野について、分野横断的な番号を導入することで、個人の特定を確実かつ迅速に行うことが可能となります。

なお、法人については、13桁の番号が指定され、これを法人番号といいます。法人番号については、マイナンバーとは異なり、原則として国税庁の法人番号公表サイトにて公表されており、誰でも自由に利用することができます。

## ② マイナンバーの利用場面

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野の行政手続で利用されますが、例えば、以下のような手続きでは、個人は行政機関や勤め先、金融機関等に対しマイナンバーを提供する必要があります。

- ・年金等の申請手続き
- ・児童手当等の申請手続き
- ・勤め先での年末調整
- ・証券会社での口座開設、特定口座・NISA・マル優等に関する手続き
- ・保険会社からの保険金の受取に関する手続き
- ・確定申告手続き

なお、預貯金口座についてもマイナンバーを付番して管理されることとなっています。

## ③ 情報漏えいの対応について

マイナンバーは、漏えいして不正に用いられるおそれがある場合などを除いて自由に変更することはできず、原則として、生涯同じ番号を使用することとなります。従って、マイナンバーの不正利用や漏えいなどを防止するため、次のような制度上の保護措置や金融機関等にお

けるシステム上の安全措置が講じられています。

### ①目的外の利用や提供の制限

法令の中で列挙された事務・手続を行う目的でのみマイナンバー利用が認められており、それ以外の目的でマイナンバーを収集し、または利用することは禁じられています。

### ②個人情報保護委員会による監督

個人情報の取扱いを監督する個人情報保護委員会が、行政機関・地方公共団体等がマイナンバーに関する個人情報を安全に適切に取り扱っているかをチェックしています。

### ③罰則の強化

マイナンバーの盗用や不正な提供、秘密の漏えいなどを防止するため、通常の個人情報の盗用等よりも厳しい罰則が設けられます。

### ④情報提供記録の確認

自分のマイナンバーと関連して管理される個人情報について、誰がいつどのような情報提供をしたか、マイナポータル(※)を利用して自分自身で確認することができます。

※政府が運営するオンラインサービスで、子育てに関する行政手続をワンストップで行うことができたり、行政機関からのお知らせを確認したりすることができます。

### ⑤特定個人情報保護評価

行政機関等が、マイナンバーに関する個人情報を取り扱う前に、プライバシー等に与える影響・リスクを予測し、それを緩和するためにどのような措置を講じるべきか評価を行うものです。特定個人情報保護評価については、これにより、個人情報がしっかりと保護される仕組みが取られているか確認します。公表された特定個人情報保護評価については、個人情報保護委員会の運営するマイナンバー保護評価Webで検索・閲覧することができます。

## 4 マイナンバーの確認方法

マイナンバーは、個人番号カード、住民票等(番号確認書類)で確認することができます。マイナンバーを提供する際は、本人確認が必要となるため、これらの番号確認書類と本人確認書類を同時に提示する必要があります。なお、個人番号カードについては、本人確認のための写真付きの身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにも利用することができます。